

地方行政委員會議録第十四号

昭和二十九年二月十九日(金曜日)

午後二時五十分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事佐藤 親弘君

理事藤尾 弘吉君 理事藤田 義光君

理事西村 力弥君 理事門司 亮君

尾関 義一君 河原田 隆吉君

木村 武雄君 鈴木 幹雄君

橋本 清吉君 石村 英雄君

北山 愛郎君 伊瀬 幸太郎君

大石 ヨシエ君 大矢 省三君

中井 徳次郎君 松永 東君

出席國務大臣 犬養 健君

出席府委員

國家地方警 齋藤 昇君

國家本部警 谷口 寛君

國家地方警 柴田 達夫君

警視長(總務部長) 山口 喜雄君

國家地方警本部 青木 正君

自治政務次官 鈴木 俊一君

自治庁次長 後藤 博君

總理府事務官(自 奥野 誠亮君

治庁事務官(自 治庁事務部長) 茂男君

委員外の出席者 専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

二月十九日

委員前尾繁三郎君辭任につき、その補

補欠として大平正芳君が議長の指名

で委員に選任された。

第一類第三号 地方行政委員會議録第十四号

昭和二十九年二月十九日

同日

委員大平正芳君辭任につき、その補

欠として前尾繁三郎君が議長の指名

で委員に選任された。

二月十八日

地方公共団体勤務の臨時職員取扱

に関する請願(大石ヨシエ君紹介)

(第一八二七号)

舞鶴市の特別交付金に関する請願

自動車税引上げ反対に関する請願
(山崎猛君紹介)(第一八五〇号)
の審査を本委員会に付託された。
本日の會議に付した事件
警察法案(内閣提出第三二一號)
警察法の施行に伴う関係法令の整理
に関する法律案(内閣提出第三二
二號)
警察に関する件
地方税に関する件
○中井委員長 これより會議を開きま
す。
まず去る十六日本委員会に付託とな
りました警察法案及び警察法の施行に
伴う関係法令の整理に関する法律案の
両案を一括して議題といたします。ま
ず政府よりその提案理由の説明を聴取
いたします。犬養國務大臣。
警察法案
警察法
警察法(昭和二十二年法律第九
十六号)の全部を改正する。

目次

第一章 總則(第一条—第三条)

第二章 國家公安委員會(第四

条—第十四条)

第三章 警察庁

第一節 總則(第十五条—第十

八条)

第二節 内部部局(第十九条—

第二十六条)

第三節 附屬機關(第二十七

条—第二十九条)

第四節 地方機關(第三十條—

第三十三条)

第五節 職員(第三十四條—第

三十五条)

第四章 都道府縣警察

第一節 總則(第三十六條—第

三十七條)

第二節 都道府縣公安委員會

(第三十八條—第四十

六条)

第三節 都道府縣警察の組織

(第四十七條—第五十

七条)

第四節 都道府縣警察相互間の

關係(第五十八條—第

六十条)

第五章 警察職員(第六十一條—

第六十九条)

第六章 緊急事態の特別措置(第

七十條—第七十四条)

第七章 雜則(第七十五條—第七

十八條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、個人の權利と

自由を保護し、公共の安全と秩序

を維持するため、民主的觀念を基

調とする警察の管理と運営を保障

し、且つ、能率的にその任務を遂

行するに足る警察の組織を定める
ことを目的とする。
(警察の責務)
第二条 警察は、個人の生命、身体
及び財産の保護に任じ、犯罪の予
防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕
交通の取締その他公共の安全
と秩序の維持に當ることをもつて
その責務とする。
2 警察の活動は、嚴格に前項の責
務の範圍に限られるべきものであ
つて、その責務の遂行に當つて
は、不偏不党且つ公平中正を旨と
し、いやくも日本國憲法の保障
する個人の權利及び自由の干渉に
わたる等その權限を濫用すること
があつてはならない。
(服務の宣誓の内容)
第三条 この法律により警察の職務
を行うすべての職員は、日本國憲
法及び法律を擁護し、不偏不党且
つ公平中正にその職務を遂行する
旨の服務の宣誓を行うものとし
る。
第二章 國家公安委員會
(設置及び組織)
第四条 内閣總理大臣の所轄の下
に、國家公安委員會を置く。

2 國家公安委員會は、委員長及び

五人の委員をもつて組織する。

(任務及び權限)

第五條 國家公安委員會は、國の公

安に係る警察運営をつかさどり、

警察教養、警察通信、犯罪鑑識、犯

罪統計及び警察裝備に関する事項

を統轄し、並びに警察行政に関する

調整を行うことを任務とする。

2 國家公安委員會は、前項の任務

を遂行するため、左に掲げる事務

について、警察庁を管理する。

一 警察に関する諸制度の企画及

び調査に関すること。

二 警察に関する國の予算に関する

こと。

三 左に掲げる事案で國の公安に

係るものについての警察運営に

関すること。

イ 民心に不安を生ずべき大規

模な災害に係る事案

ロ 地方の靜穩を害するおそれ

のある騒亂に係る事案

四 第七十條の緊急事態に對処す

るための計画及びその実施に関

すること。

五 皇宮警察に関すること。

六 警察教養施設の維持管理その

他警察教養に関すること。

七 警察通信施設の維持管理その

他警察通信に関すること。

八 犯罪鑑識施設の維持管理その

他犯罪鑑識に関すること。

九 犯罪統計に関すること。

十 警察裝備に関すること。

十一 警察職員の任用、勤務及び活動の基準に関する事。

十二 前号に掲げるものの外、警察行政に関する調整に関する事。

3 国家公安委員会は、都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならない。

(委員長)

第六条 委員長は、國務大臣をもつて充てる。

2 委員長は、会務を総理し、国家公安委員会を代表する。

3 国家公安委員会は、あらかじめ委員の互選により、委員長に故障がある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第七条 委員は、警察又は檢察の職務を行う職業的公務員の前歴のない者のうちから、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 禁治産者若しくは准禁治産者又は破産者で復権を得ない者
二 禁こ以上の刑に処せられた者
5 委員の任命については、そのうち三人以上が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(委員の任期)

第八条 委員の任期は、五年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任することができる。

(委員の失職及び罷免)

第九条 委員は、第七条第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

3 内閣総理大臣は、両議院の同意を得て、左に掲げる委員を罷免する。

一 委員のうち何人も所属していなかつた同一の政党に新たに三人以上の委員が所属するに至つた場合においては、これらの者のうち二人をこえる員数の委員のうち一人がすでに所屬している政党に新たに二人以上の委員が所屬するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員一人をこえる員数の委員
内閣総理大臣は、委員のうち二

人がすでに所屬している政党に新たに所屬するに至つた委員を直ちに罷免する。

5 第七条第三項及び前三項の場合を除く外、委員は、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務等)

第十条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第九十六条第一項、第九十七条、第九十八条第一項、第九十九条、第一百条第一項及び第二項、第一百三十一条及び第三項並びに第一百四十一条の規定は、委員の服務について準用する。この場合において、同法第九十七条中「人事院規則」とあるのは「總理府令」と、同法第一百三十一条第三項中「前二項」とあるのは「第二項」と、同法同条第四項中「人事院規則」の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認」とあり、又は同法第一百四十一条中「人事院及びその職員」の所轄庁の長の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と読み替へるものとする。

2 委員は、国又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

3 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

4 委員の給与は、別に法律で定める。

(會議)

第十一条 国家公安委員会は、委員長が招集する。国家公安委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ會議を開き、議決をすることができない。

2 国家公安委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長に故障がある場合においては、第六条第三項に規定する委員長を代理する者は、前二項に規定する委員長の職務を行うものとし、これらの項に規定する會議又は議事の定足数の計算については、なお委員であるものとする。

(規則の制定)

第十二条 国家公安委員会は、その権限に属する事務に関し、法令の特別の委任に基いて、国家公安委員会規則を制定することができ

(国家公安委員会の庶務)
第十三条 国家公安委員会の庶務は、警察庁において処理する。

(国家公安委員会の運営)
第十四条 この法律に定めるものの外、国家公安委員会の運営に関し必要な事項は、国家公安委員会が定める。

第三章 警察庁
第一節 總則
第十五条 国家公安委員会に、警察庁を置く。

(長官)
第十六条 警察庁の長は、警察庁長官とし、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて、任免する。

2 警察庁長官(以下「長官」という)は、国家公安委員会の管理に服し、警察庁の任務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務

についてこれを統括し、並びに警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督する。

3 国家公安委員会は、内閣総理大臣に対し、長官の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ

(権限)

第十七条 警察庁は、国家公安委員会の管理の下に、第五條第二項各号に掲げる事務をつかさどる。

(次長)
第十八条 警察庁に、次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理し、各局及び機関の事務を監督する。

第二節 内部部局
(内部部局)
第十九条 警察庁に、長官官房及び左の四部を置く。

警察部
刑事部
警備部
通信部

(官房長及び部長)
第二十条 長官官房に官房長を、各部に部長を置く。

2 官房長又は部長は、命を受け、長官官房の事務又は部務を掌理する。

(長官官房の所掌事務)
第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。
二 長官の官印及び庁印の管守に關すること。
三 公文書類の接受、発送、編集

及び保存に関すること。

四 所管行政に関する企画、調査及び法令案の審査に関すること。

五 犯罪統計を除く警察統計に関すること。

六 広報に関すること。

七 予算、決算及び会計に関すること。

八 国有財産及び物品の管理及び処分に関すること。

九 会計の監査に関すること。

十 前各号に掲げるものの外、他の部又は機関の所掌に属しない事務に関すること。

(警務部の所掌事務)

第二十二條 警務部においては、警察庁の所掌事務に関し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 警察職員の人事及び定員に関すること。

二 警察職員の福利厚生に関すること。

三 警察教養及び監察に関すること。

四 警察装備に関すること。

(刑事部の所掌事務)

第二十三條 刑事部においては、警察庁の所掌事務に関し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 刑事警察に関すること。

二 犯罪の予防に関すること。

三 保安警察に関すること。

四 犯罪鑑識に関すること。

五 犯罪統計に関すること。

(整備部の所掌事務)

第二十四條 整備部においては、警察庁の所掌事務に関し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 警備及び警備警察に関すること。

二 警ら及び交通警察に関すること。

三 第七十條の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

(通信部の所掌事務)

第二十五條 通信部においては、警察庁の所掌事務に関し、警察通信に関する事務をつかさどる。

(課の設置及び所掌事務)

第二十六條 警察庁の課(至その他課に準ずるものを含む)の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

第三節 附屬機關

(警察大学校)

第二十七條 警察庁に、警察大学校を附置する。

2 警察大学校は、警察職員に対し、上級の幹部として必要な教育訓練を行い、警察に関する学術の研修をつかさどる。

3 警察大学校に、校長を置く。

4 警察大学校の位置及び内部組織は、総理府令で定める。

(科学捜査研究所)

第二十八條 警察庁に、科学捜査研究所を附置する。

2 科学捜査研究所は、科学捜査についての研究、調査及び実験並びにこれらに應用する鑑定及び検査をつかさどる。

3 科学捜査研究所に、所長を置く。

4 科学捜査研究所の位置及び内部組織は、総理府令で定める。

(皇宮警察本部)

第二十九條 警察庁に、皇宮警察本部を附置する。

2 皇宮警察本部は、天皇及び皇后、皇太子その他の皇族の護衛、皇居及び御所の警備その他の皇宮警察に関する事務をつかさどる。

3 皇宮警察本部に、本部長を置く。

4 皇宮警察本部に、皇宮警察学校を置き、皇宮警察の職員に対して必要な教育訓練を行う。

5 皇宮警察本部の位置及び内部組織は、総理府令で定める。

第四節 地方機關

(管区警察局長等)

第三十條 警察庁に、その所掌事務のうち、第五條第二項第二号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号に掲げるものを分掌させるため、地方機関として、管区警察局長を置く。

2 管区警察局長の名称、位置及び管轄区域は、左の表のとおりとする。但し、警察通信に関する事務については、東京都の区域は、関東管区警察局長の管轄に属するものとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東北管区警察局長	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東管区警察局長	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 新潟県 山梨県 長野県 静岡県 愛知県 岐阜県 富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
中部管区警察局長	名古屋市	富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県
近畿管区警察局長	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
中国管区警察局長	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国管区警察局長	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州管区警察局長	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

(管区警察局長等)
第三十一條 管区警察局長に、局長を置く。

2 管区警察局長は、管区警察局長の事務を統括し、及び所屬の警察職員を指揮監督し、並びに長官の命を受け、管区警察局長の所掌事務に

(管区警察学校)

第三十二條 管区警察局長に、管区警察学校を附置する。

2 管区警察学校は、警察職員に対し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行う。

3 管区警察学校に、校長を置く。

4 管区警察学校の位置及び内部組織は、総理府令で定める。

(北海道地方警察通信部)

第三十三條 警察庁に、その所掌事務のうち、北海道の区域における第五條第二項第七号に掲げるものを分掌させるため、地方機関として、北海道地方警察通信部を置く。

2 北海道地方警察通信部に、部長を置く。

3 北海道地方警察通信部の位置及び内部組織は、総理府令で定める。

第五節 職員

(職員)

第三十四條 警察庁に、警察官、皇宮護衛官、事務官、技官その他所要の職員を置く。

2 皇宮護衛官は、皇宮警察本部に置く。

3 長官は警察官とし、警察庁の次長、官房長及び部長(通信部長を除く)、管区警察局長その他政令で定める職は警察官をもつて、皇宮警察本部長は皇宮護衛官をもつて充てる。

4 警察庁に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、国家公務員法の定めるところによる。

(定員)

第三十五條 警察庁に置かれる職員

の定員は、別に法律で定める。
2 警察庁に置かれる警察官及び皇宮護衛官の階級別定員は、總理府令で定める。

第四章 都道府県警察

第一節 総則

(設置及び責務)

第三十六条 都道府県に、都道府県警察を置く。

2 都道府県警察は、当該都道府県の区域につき、第二条の責務に任ずる。

(経費)

第三十七条 都道府県警察に要する左に掲げる経費で政令で定めるものは、国庫が支弁する。

一 警視正以上の階級にある警察官の俸給その他の給与、国家公務員共済組合負担金及び公務災害補償に要する経費

二 警察教養施設の維持管理及び警察学校における教育訓練に要する経費

三 警察通信施設の維持管理その他警察通信に要する経費

四 犯罪鑑識施設の維持管理その他犯罪鑑識に要する経費

五 犯罪統計に要する経費

六 警察用車両及び船舶並びに警備装備品の整備に要する経費

七 警備及び警備に要する経費

八 国の公安に係る犯罪その他特殊の犯罪の捜査に要する経費

2 前項の規定により国庫が支弁することとなる経費を除き、都道府県警察に要する経費は、当該都道府県が支弁する。

3 都道府県警察の支弁に係る都道府県警察に要する経費については、予

算の範囲内において、政令で定めるところにより、国がその一部を補助する。

第二節 都道府県公安委員会

(組織及び権限)

第三十八条 都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安委員会を置く。

2 都道府県公安委員会は、三人の委員をもつて組織する。

3 都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。

4 都道府県公安委員会は、その権限に属する事務に關し、法令又は条例の特別の委任に基いて、都道府県公安委員会規則を制定することができる。

5 都道府県公安委員会は、国家公安委員会及び他の都道府県公安委員会と常に緊密な連絡を保たなければならない。

(委員の任命)
第三十九条 委員は、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、警察又は檢察の職務を行う職業的公務員の前歴のないものの中から、都道府県知事が都道府県議会の同意を得て、任命する。

2 左の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一 準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち二人以上が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(委員の任期)
第四十条 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任することができる。

(委員の失職及び罷免)
第四十一条 委員は、左の各号の一に該当する場合においては、その職を失ふものとする。但し、第二号に該当するに至つたことが住所を移したことに因る場合において、その住所が同一都道府県の区域内にあるときは、この限りでない。

一 第三十九条第二項各号の一に該当するに至つた場合

二 当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者でなくなつた場合

2 都道府県知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該都道府県の議会の同意を得て、これを罷免することができる。

3 都道府県知事は、委員のうち二人以上が同一の政党に所属するに至つた場合においては、これらの者のうち一人をこえる員数の委員を当該都道府県の議会の同意を得て、罷免する。

4 都道府県知事は、委員のうち一人がすでに所屬している政党に新たに所屬するに至つた委員を直ちに罷免する。

5 前三項の場合を除く外、委員

は、その意に反して罷免されることがない。

(委員の服務等)
第四十二条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十條から第三十四條まで及び第三十八條第一項の規定は、委員の服務について準用する。但し、都道府県知事は、委員が同法第三十八條第一項に規定する地位を兼ね、又は同項に規定する行為をすることとが委員の職務の遂行上支障があると認める場合の外は、同項に規定する許可を与えるものとする。

2 委員は、地方公共団体の議会の議員又は常勤の職員と兼ねることができない。

3 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(委員の長)
第四十三条 都道府県公安委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長の任期は、一年とする。但し、再任することができる。

3 委員長は、会務を総理し、都道府県公安委員会を代表する。

(都道府県公安委員会の庶務)
第四十四条 都道府県公安委員会の庶務は、警視庁又は道府県警察本部において処理する。

(都道府県公安委員会の運営)
第四十五条 この法律に定めるものの外、都道府県公安委員会の運営に關し必要な事項は、都道府県公安委員会が定める。

(方面公安委員会)
第四十六条 第五十一条に規定する方面本部を管理する機関として、

同条に規定する方面ごとに、方面公安委員会を置く。

2 第三十八條第二項及び第五項並びに第三十九條から前条までの規定は、方面公安委員会について準用する。この場合において、第三十八條第五項中「及び他の都道府県公安委員会」とあるのは、「並びに他の方面公安委員会及び都道府県公安委員会」と読み替へるものとする。

第三節 都道府県警察の組織

(警視庁及び道府県警察本部)
第四十七条 都道府県本部として警視庁を、道府県警察の本部として道府県警察本部を置く。

2 警視庁及び道府県警察本部は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理の下に、都道府県及び道府県警察の事務をつかさどる。

3 警視庁は特別区の区域内に、道府県警察本部は道府県庁所在地に置く。

4 警視庁及び道府県警察本部の内務組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

(警視總監及び警察本部長)
第四十八条 都道府県に警視總監を、道府県警察に道府県警察本部長を置く。

2 警視總監及び道府県警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理に服し、警視庁及び道府県警察本部の事務を統括し、並びに都道府県警察及び道府県警察の所屬の警察職員を指揮監督する。

(警視總監の任免)
第四十九条 警視總監は、内閣總理

大臣が国家公安委員会の意見を聞いて、任免する。

2 都公安委員会は、内閣総理大臣に対し、警視總監の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ、

(警察本部長の任免)

第五十條 警察本部長は、長官が国家公安委員会の意見を聞いて、任免する。

2 道府県公安委員会は、長官に対し、警察本部長の懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ、

(方面本部)

第五十一條 道の区域を五以内の方面に分ち、方面の区域内における警察の事務を処理させるため、方面ごとに方面本部を置く。

2 方面本部に、方面本部長を置く。
3 方面本部長は、方面公安委員会の管理に服し、方面本部の事務を統括し、及び道警察本部長の命を受け、方面本部の所屬の警察職員を指揮監督する。

4 前条の規定は、方面本部長について準用する。この場合において、同条第二項中「道府県公安委員会」とあるのは、「方面公安委員会」と読み替へるものとする。

5 方面本部の数、名称、位置及び管轄区域は、国家公安委員会の意見を聞いて、条例で定める。
6 方面本部の内部組織は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

(警察署等)

第五十二條 都道府県の区域を分

ち、各地域を管轄する警察署を置く。

2 警察署に、署長を置く。

3 警察署長は、警視總監、警察本部長又は方面本部長の指揮監督を受け、その管轄区域内における警察の事務を処理し、所屬の警察職員を指揮監督する。

4 警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

5 警察署の下部機構として、派出所又は駐在所を置くことができる。

(府県警察学校等)

第五十三條 警視庁に警視庁警察学校を、府県警察本部に府県警察学校を附置する。

2 道警察本部に道警察学校を、方面本部に方面警察学校を附置する。

3 警視庁警察学校、府県警察学校及び方面警察学校は、警察職員に對し、新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練を行う。

4 道警察学校は、警察職員に對し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行う。

(職員)

第五十四條 都道府県警察に、警察官、事務吏員、技術吏員その他所要の職員を置く。

2 警視總監、警察本部長、方面本部長及び警察署長は、警察官をもつて充てゐる。

3 第一項の職員のうち、警視總監、警察本部長及び方面本部長以外の警視正以上の階級にある警察官は、長官が国家公安委員会の意見

を聞いて、任免し、その他の職員は、警視總監又は警察本部長がそれぞれ都道府県公安委員会の意見を聞いて、任免する。

4 都道府県公安委員会は、警視總監、警察本部長及び方面本部長以外の警視正以上の階級にある警察官については長官に對し、その他の職員については警視總監又は警察本部長に對し、それぞれその懲戒又は罷免に關し必要な勧告をすることができ、

(職員の人事管理)

第五十五條 都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官(以下「地方警察官」という。)は、一般職の国家公務員とする。

2 前項の職員以外の都道府県警察の職員(以下「地方警察職員」という。)の任用及び給与、勤務時間その他の勤務条件、服務並びに公務災害補償に關しては、地方公務員法の規定により条例又は人事委員会規則で定めるところとされている事項については、第三十四條第一項に規定する職員の例を基準として当該条例又は人事委員会規則を定めるものとする。

(職員の定員)

第五十六條 地方警察官の定員は、都道府県警察を通じて、政令で定め、その都道府県警察ごとの階級別定員は、総理府令で定める。

2 地方警察職員の定員(警察官については、階級別定員を含む。)は、条例で定める。この場合において、警察官の定員については、政令で定める基準に従わなければならない。

(組織の細目的事項)
第五十七條 本節に定めるものの外、都道府県警察の組織は、都道府県公安委員会規則で定める。

第四節 都道府県警察相互間の関係

(協力の義務)
第五十八條 都道府県警察は、相互に協力する義務を負う。

(援助の要求)
第五十九條 都道府県公安委員会は、警察庁又は他の都道府県警察に對して援助の要求をすることができ、

2 前項の規定により都道府県公安委員会が他の都道府県警察に對して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ(やむを得ない場合においては、事後に)必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。

3 第一項の規定による援助の要求により派遣された警察庁又は都道府県警察の警察官は、援助の要求をした都道府県公安委員会に對する都道府県警察の管轄区域内において、当該都道府県公安委員会に對し、職権を行うことができる。

(管轄区域外における権限)
第六十條 都道府県警察は、その管轄区域内における犯罪の鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕その他公安の維持に關連して必要がある限度において、その管轄区域外にも、権限を及ぼすことができる。

2 前項の場合においては、都道府県警察は、その権限を及ぼす区域を管轄する他の都道府県警察と緊

密な連絡を保たなければならない。

第五章 警察職員

(警察官の階級)

第六十一條 警察官(長官を除く。)の階級は、警視總監、警視監、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡查部長及び巡查とする。

(警察官の職務)

第六十二條 警察官は、上官の指揮監督を受け、警察の事務を執行する。

(警察官の職權行使)

第六十三條 都道府県警察の警察官は、この法律に特別の定がある場合を除く外、当該都道府県警察の管轄区域内において職權を行うものとする。

(現行犯人に關する職權行使)
第六十四條 警察官は、いかなる地域においても、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号第二百二十二條)に規定する現行犯人の逮捕に關しては、警察官としての職權を行うことができる。

(移動警察に關する職權行使)
第六十五條 警察官は、二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる交通機関における移動警察については、關係都道府県警察の協議により定められた当該關係都道府県警察の管轄区域内において、職權を行うことができる。

(小型武器の所持)
第六十六條 警察官は、その職務の遂行のため小型武器を所持することができる。

(被服の支給等)

第六十七條 国は、政令で定めると

ころにより、警察庁の警察官に対し、その職務遂行上必要な被服を支給し、及び装備品を貸与するものとする。

2 都道府県は、前項の政令に準じて条例で定めるところにより、都道府県警察の警察官に対し、その職務遂行上必要な被服を支給し、及び装備品を貸与するものとする。

(皇宮護衛官の階級等)

第六十八条 皇宮護衛官の階級は、皇宮警備長、皇宮警備長、皇宮警備正、皇宮警備、皇宮警備部、皇宮警備部、皇宮警備部長及び皇宮警備とす。

2 皇宮護衛官は、上官の指揮監督を受け、皇宮警察の事務を執行する。

3 第六十六条及び前条第一項の規定は、皇宮護衛官について準用する。

(礼式等)

第六十九条 警察職員は、制服及び表章に必要事項は、国家公安委員会規則で定める。

第六章 緊急事態の特別措置(布告)

第七十条 内閣総理大臣は、大規模な災害又は騒乱その他の緊急事態に際して、治安の維持のため特に必要があると認めるときは、国家公安委員会の勧告に基づき、全国又は一部の区域について緊急事態の布告を発することが出来る。

2 前項の布告には、その区域、事態の概要及び布告の効力を発する日時を記載しなければならない。

(内閣総理大臣の統制)

第七十一条 内閣総理大臣は、前条

に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、本章の定めるところに従い、一時的に警察を統制する。この場合においては内閣総理大臣は、その緊急事態を収拾するため必要な限度において、長官を直接に指揮監督するものとする。

(長官の命令、指揮等)

第七十二条 第七十条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、長官は布告に記載された区域(以下本条中「布告区域」という。)を管轄する都道府県警察の警備總監又は警察本部長に対し、管区警察局長は布告区域を管轄する府県警察の警察本部長に対し、必要な命令をし、又は指揮をするものとする。

2 第七十条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、長官は、布告区域を管轄する都道府県警察以外の都道府県警察に対して、布告区域その他必要な区域に警察官を派遣することを命ずることが出来る。

3 第七十条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、布告区域(前項の規定により布告区域以外の区域に派遣された場合においては、当該区域)に派遣された警察官は、当該区域内のいかなる地域においても職権を行うことができる。

(国会の承認及び布告の廃止)
第七十三条 内閣総理大臣は、第七十条の規定により、緊急事態の布告を発した場合においては、これを発した日から二十日以内に国会に付議して、その承認を求めなければならない。

らない。但し、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてすみやかにその承認を求めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の場合において承認の議決があつたとき、国会が緊急事態の布告の廃止を議決したとき、又は、当該布告の必要がなくなつたときは、すみやかに当該布告を廃止しなければならない。

(国家公安委員会の助言義務)
第七十四条 国家公安委員会は、内閣総理大臣に対し、本章に規定する内閣総理大臣の職権の行使について、常に必要な助言をしなければならない。

第七章 雑則

(警察官との関係)
第七十五条 都道府県公安委員会及び警察官と警察官との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

2 国家公安委員会及び長官は、検事総長と常に緊密な連絡を保つものとする。

(恩給)
第七十六条 地方警察職員で左の各号に掲げるものは、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員とみなして、同法の規定を準用する。この場合において、同法第十二条中「総理府恩給局長」とあるのは「都道府県知事」と、第十六条中「国庫」とあるのは「最終三之三俸給ヲ給シタル都道府県」と、第五十九条中「国庫」とあるのは「之ニ俸給ヲ給スル

都道府県」と読み替えるものとする。

一 警部補、巡査部長又は巡査である警察官

二 警視又は警部である警察官

三 事務吏員又は技術吏員

2 前項の規定を適用する場合においては、同項第一号に掲げる職員は恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員とみなし、同項第二号及び第三号に掲げる職員は同法第二十条第一項に規定する文官とみなす。

3 第一項各号に掲げる地方警察職員が引き続き恩給法第十九条に規定する公務員若しくは他の都道府県警察の同項各号に掲げる地方警察職員となつた場合は同条に規定する公務員若しくは公務員とみなされる者が引き続き同項各号に掲げる地方警察職員となつた場合においては、恩給に關する法令の適用については、勤続とみなす。但し、同法第二十六条第二項の規定の適用を妨げない。

(国有財産等の無償使用等)
第七十七条 国は、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十二条(同法第十九条において準用する場合を含む。)及び財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第九条第一項の規定にかかわらず、警察救護施設、警察通信施設、犯罪鑑識施設その他都道府県警察の用に供する必要がある警察用の国有財産(国有財産法第二条第一項に規定する国有財産をいう。)及び国有の物品を当該都道府県警察に無償で使用させることができる。

2 警察庁又は都道府県警察は、連絡のため、相互に警察通信施設を使用することができる。

(政令への委任)
第七十八条 この法律に特別の定めがある場合を除く外、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。但し、附則第三項、附則第六項及び附則第二十六項の規定は、公布の日から施行する。

(従前の国家公安委員会及び都道府県公安委員会の廃止)
2 改正前の警察法(以下「旧法」という。)による国家公安委員会及び都道府県公安委員会は、この法律(前項但書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行に伴い、廃止されるものとする。

(準備行為)
3 この法律の施行後最初に任命される国家公安委員会の委員及び都道府県公安委員会の委員並びに方面公安委員会の委員の選任のため手続その他この法律を施行するため必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(最初の国家公安委員会の委員の任命)
4 この法律の施行後最初に任命される国家公安委員会の委員の任期は、五人のうち、一人は一年、一人は二年、一人は三年、一人は四年、一人は五年とする。

5 前項に規定する各委員の任期は、内閣総理大臣が定める。

6 この法律の施行後最初に任命される国家公安委員会の委員の任命については、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第七條第一項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから委員を任命することが出来る。この場合においては、その任命につき任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬものとし、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

7 この法律の施行後最初に任命される都道府県公安委員会の委員及び方面公安委員会の委員の任期は、三人のうち、一人は一年、一人は二年、一人は三年とする。

8 前項に規定する各委員の任期は、都道府県知事が定める。
(従前の警察職員に関する経過規定)

9 この法律の施行の際、現に国家地方警察本部若しくはその附属機関又は警察管区本部(札幌警察管区本部を除く。)若しくはその附属機関の職員若しくは札幌警察管区本部の通信機関に所属する職員である者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれこの法律による警察庁若しくはその附属機関又は管区警察局長若しくはその附属機

関若しくは北海道地方警察通信部の職員となるものとする。

10 この法律の施行の際、現に札幌警察管区本部(通信機関に所属する職員を除く。)札幌管区警察学校、都道府県国家地方警察又はその都道府県の区域内に存する自治体警察の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該都道府県に置かれる都道府県警察の職員となるものとする。この場合において、その都道府県警察の職員となるものの数が第五十六條の規定により政令又は条例で定められた定数をこえることとなるときは、そのこえる数の職員は、それぞれ、地方警務官又は地方警察職員の区分に応じ、政令又は政令で定める基準に従ひ条例で定めるところにより、定員外とすることが出来る。

11 この法律の施行の際現に警察の用にもつばら供せられ、又は供せられる予定となつてゐる財産のうち、国有の財産で都道府県警察が引き継ぎ警察の用に供する必要があるもの、市町村有の財産で警察庁若しくは都道府県警察が引き継ぎ警察の用に供する必要があるもの又は都府の財産で警察庁が引き継ぎ警察の用に供する必要があるものは、土地を除き、それぞれ、国と都道府県と、市町村と国若しくは都道府県と、又は都と国との間においてあらかじめ協議するところに基づき、第三十七條第一項及び第二項に規定する経費の負担区分に従

い、国から当該都道府県に、市町村から国若しくは当該都道府県に、又は都から国に譲渡するものとする。

12 この法律の施行の際現に警察の用にもつばら供せられてゐる国有又は地方公共団体所有の土地及びこの法律の施行の際現に国家地方警察又は自治体警察が他の機関と共用してゐる国有又は地方公共団体所有の財産で、警察庁又は都道府県警察が引き継ぎ警察の用に供する必要があるものは、それぞれ、前項の例により、警察庁又は当該都道府県警察が使用することが出来るものとする。

13 前二項の規定による譲渡又は使用は、無償とする。但し、当該譲渡又は使用に係る財産に伴ふ負債がある場合その他政令で定める特別の事情がある場合においては、相互の協議により、当該負債を処理し、又は当該譲渡若しくは使用を有償とするため必要な措置を講ずることが出来る。

14 前三項の規定の適用について争があるときは、長官又は当該地方公共団体の長の申立に基づき、政令で定めるところにより、内閣総理大臣が裁定する。
(給与に関する経過規定)

15 この法律の施行の際国家地方警察又は自治体警察の職員が地方警察職員となつた場合におけるその者が受けるべき俸給その他の給与は、当該都道府県の条例の定めるところによるものとし、その俸給月額がこの法律の施行前日政令で定める日現在におけるその者

の俸給月額に達しないこととなる場合においては、その調整のため、都道府県は、政令で定める基準に従ひ条例で定めるところにより、手当を支給するものとする。
(休職、特別待命又は懲戒処分に関する経過規定)

16 この法律の施行の際引き継ぎ警察職員となつた者で、現に従前の規定により休職を命ぜられ、若しくは特別待命を承認されてゐるものの休職若しくは特別待命の承認又はこの法律の施行の際引き継ぎ警察職員となつた者に対するこの法律の施行前の事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行後懲戒処分を行うこととなるときは、当該懲戒処分に係る者の任命権者が懲戒処分を行うものとする。

17 この法律の施行前に警察職員に對し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお従前の例による。
(公務災害補償に関する経過規定)

18 警察職員に係る公務に因る災害に對する補償で、災害の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日が昭和二十九年六月三十日以前に係るものについて同年七月一日以降に對して実施すべきもの及びこれに對する審査は、その者がこの法律の施行後引き継ぎ警察職員として在職する場合においては、同年七月一日以降当該警察職員に係る俸

給その他の給与を負担すべき者が行うものとする。

19 この法律の施行前すでに退職し、又はこの法律の施行の際退職した警察職員に對し、この法律の施行の際行われてゐる公務に因る災害に對する補償並びに当該警察職員に對する前項に規定する補償及びこれに對する審査は、なお従前の例による。
(退職手当に関する経過規定)

20 この法律の施行の際、国家地方警察の職員が引き継ぎ地方警察職員となつた場合においては、その者に對しては、国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第百八十二号)以下「退職手当法」といふ。の規定による退職手当は、支給しない。この場合において、都道府県は、その者が国家公務員として引き継ぎ勤続した期間(その者の地方公務員としての在職期間であつて、退職手当を支給されないで国家公務員としての在職期間に引き継いだものを含む。)を当該都道府県警察の職員としての勤続期間に算入する措置を講ずるものとする。

21 この法律の施行の際、自治体警察の職員が引き継ぎ地方警察職員となつた場合においては、その者に對しては、自治体警察を維持してゐた地方公共団体の退職手当に關する条例の規定にかかわらず、退職手当は、支給しないものとする。この場合において、都道府県は、その者が地方公務員として引き継ぎ勤続した期間(その者の国家公務員としての在職期間であつ

て、退職手当を支給されないで地方公務員としての在職期間に引き続いたものを含む。を当該都道府県警察の職員としての勤続期間に算入する措置を講ずるものとする。

22 この法律の施行の際、自治体警察の職員が引き継ぎ国家公務員たる警察職員となつた場合においては、その者に對しては、自治体警察を維持していた地方公共団体の退職手当に關する条例の規定にかかわらず、退職手当は、支給しないものとする。この場合における退職手当法第七條第五項前段の規定の適用については、その者が地方公務員として引き継ぎ勤務した期間には、退職手当を支給されないでこれに引き続いた国家公務員としての在職期間を含むものとする。

23 (恩給に關する経過規定)
この法律の施行前旧法附則第七條(旧法第五十三條において特別区の存する区域における自治体警察の職員に準用する場合を含む。以下同じ。)又は警察法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百三十三號)附則第四項の規定の適用を受けていた者の従前の規定による自治体警察の職員としての在職については、これらの規定は、なおその効力を有するものとする。

24 この法律の施行の際旧法附則第七條の規定の適用を受けていた者以外の自治体警察の職員で左の各号に掲げるものが引き継ぎ恩給法第十九條に規定する公務員たる警察

警察職員となるもののうち、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九號)に定める退職給付、療疾給付及び遺族給付に關する規定の適用を受けることとなるものについては、その者が自治体警察を維持していた地方公共団体の退職年金又は退職一時金に關する条例の規定による退職給付を受けなかつたときは、同法の規定の適用又は準用については、その者が自治体警察の職員として引き継ぎ在職した期間同法第十九條に規定する公務員として在職していたものとみなす。

一 警部補、巡査部長又は巡査である警察吏員
二 警察長又は前号に掲げる者以外の警察吏員
三 専門官、技術官又は書記

25 前項の規定を適用する場合においては、同項第一号に掲げる職員としての在職は恩給法第二十三條に規定する警察監獄職員としての在職とみなし、同項第二号及び第三号に掲げる職員としての在職は同法第二十二條第一項に規定する文官としての在職とみなす。

26 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五號、以下「改正法律」という。)の施行の際恩給法第十九條に規定する公務員又は公務員とみなされる者として在職した国家地方警察又は自治体警察の職員に對する改正法律附則第六條第二項の規定の適用については、同法同条同項中「八月」とあるのは、「一年」とする。

27 (共済組合に關する経過規定)
自治体警察の職員であつた者でこの法律の施行の際引き継ぎ地方

警察職員となるものうち、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九號)に定める退職給付、療疾給付及び遺族給付に關する規定の適用を受けることとなるものについては、その者が自治体警察を維持していた地方公共団体の退職年金又は退職一時金に關する条例の規定による退職給付を受けなかつたときは、同法の規定の適用又は準用については、その者が自治体警察の職員として引き継ぎ在職した期間同法第十九條に規定する公務員として在職していたものとみなす。

28 前各項に定めるものの外、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律案
警察法の施行に伴う関係法令の整理に關する法律

第一条 左に掲げる法律は、廃止する。
一 都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に關する法律(昭和二十四年法律第七十五號)
二 市の警察維持の特例に關する法律(昭和二十七年法律第二百四十七號)
三 町村の警察維持に關する責任

轉移の時期の特例に關する法律(昭和二十八年法律第二百八十九號)

(民事訴訟法の一部改正)
第二条 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九號)の一部を次のように改正する。

第五百三十七條中「市町村若クハ警察ノ吏員」を「市町村ノ吏員若クハ警察官」に改める。

(國稅法の一部改正)
第三条 國稅法(明治三十二年法律第六十一號)の一部を次のように改正する。

第十八條第二項、第十九條、第二十一條及び第三十九條ノ五第一項各号列記以外の部分中「又ハ警察吏員」を削る。

第八十五條ノ二第二項中「警察吏員」を削る。

第八十八條中「又ハ警察吏員」を削る。

第八十九條第一項中「警察吏員」を削る。

(遺失物法の一部改正)
第四条 遺失物法(明治三十二年法律第八十七號)の一部を次のように改正する。

第十五條中「國又ハ」を削る。

第十九條中「若ハ警察吏員」を削る。

(公益質屋法の一部改正)
第七條 公益質屋法(昭和二年法律第三十五號)の一部を次のように改正する。

第十九條第二號中「又ハ警察吏員」を削る。

(死産の届出に關する規程の一部改正)
第八條 死産の届出に關する規程(昭和二十一年厚生省令第四十二號)の一部を次のように改正する。

第九條中「又は警察吏員」を削る。

(裁判所法の一部改正)
第九條 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九號)の一部を次のように改正する。

第七十一條の二の見出しを「警察官の派出要求」に改め、同条第一項中「都道府県國家地方警察本部の長又は市町村警察長(特別区の存する区域の警察長を含む。)に警察官又は警察吏員」を「警察官」又は「道府県警察本部長に警察官」に改め、同条第二項中「又は警察吏員」を削る。

(道路交通取締法の一部改正)
第十條 道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十號)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「若しくは警察吏員」を削る。

第六條第一項中「公安委員會(都道府県公安委員會、市町村公安委員會及び特別区公安委員會をいう。以下同じ。)」を「都道府県公安

（消防組織法の一部改正）
第十二条 消防組織法（昭和二十二

第十五条 風俗営業取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第百九十九条第二項中「又は警察吏員」を削り、「都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特

委員」を削る。
(少年法の一部改正)
第二十条 少年法(昭和二十三年法

第十六条中「又は警察吏員」を削る。

第二十条第一項中「都道府県国

家地方警察隊長、市町村警察長を「警視總監、道府県警察本部長」に改め、同条第三項及び第四項中「又は警察吏員」を削る。

第二十三条第一項及び第二項並びに第三十條第二号中「又は警察吏員」を削る。

(たばこ専売法の一部改正)
第二十五条 たばこ専売法(昭和二十四年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第七十九條第三項第一号中「及び警察吏員」を削る。

(総理府設置法の一部改正)
第二十六條 総理府設置法(昭和二十四年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十八條の表の国家公安委員会の項中「警察法(昭和二十二年法律第九十六号)」を「警察法(昭和二十九年法律第 号)」に改める。

(犯罪者予防更生法の一部改正)
第二十七條 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第五項但書中「又は警察吏員」を削る。

(大蔵省設置法の一部改正)
第二十八條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第五項中「市町村公安委員会、特別区公安委員会」を削る。

(水防法の一部改正)
第二十九條 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項及び第十五條中「又は警察吏員」を削る。

(警察用電話等の処理に関する法律の一部改正)
第三十條 警察用電話等の処理に関する法律(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第八條及び第九條中「市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会」を「都道府県公安委員会」に改める。

(漁業法の一部改正)
第三十一條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第八十七條第三項中「公安委員会の委員及び警察吏員」を「及び公安委員会の委員」に改める。

(公職選挙法の一部改正)
第三十二條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七條中「都道府県及び市町村の公安委員会の委員並びに警察官及び警察吏員」を「都道府県公安委員会の委員及び警察官」に改める。

第五十八條中「並びに当該警察官及び警察吏員」を「及び当該警察官」に改める。

第五十九條中「又は警察吏員」を削る。

第三百三十六條第六号中「及び警察吏員」を削る。

第五百五十九條第二項中「又は警察吏員」を削る。

第二百二十三條第二項後段中「若しくは警察吏員」を削る。

第二百三十一條第二項中「及び警察吏員」を削る。

(精神衛生法の一部改正)
第三十三條 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項中「又は警察吏員」を削る。

(火薬類取締法の一部改正)
第三十四條 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第二項中「警察官又は警察吏員」を「又は警察官」に改める。

第四十三條第二項及び第四十六條第一項各号列記以外の部分中「警察吏員」を削る。

第四十七條中「警察官又は警察吏員」を「又は警察官」に改める。

第五十二條第一項中「市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会」を削り、同条第二項中「又は警察吏員」を削る。

(質屋営業法の一部改正)
第三十五條 質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「公安委員会を「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」といふ。))」に改める。

第十一條第一項及び第二項を削り、第三項の項番号を削り、同項中「市町村又は都が、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」

を「都道府県が、公安委員会」に改める。

第十三條中「又は警察吏員」を削る。

第二十一條第一項中「都道府県国家地方警察隊長、市町村警察長」を「警視總監、道府県警察本部長」に改め、同条第三項中「又は警察吏員」を削る。

第二十四條及び第三十三條第二号中「又は警察吏員」を削る。

(地方公務員法の一部改正)
第三十六條 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「公安委員会(特別区公安委員会を含む。))」を削り、「市町村の警察長及び消防長」を「警視總監、道府県警察本部長、市町村の消防長」に改め、「特別区が連合して維持する警察の警察長及び」を削る。

(銃砲刀剣類所持取締令の一部改正)
第三十七條 銃砲刀剣類所持取締令(昭和二十五年政令第三百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第五号中「公安委員会(都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会をいふ。以下同じ。))」を「都道府県公安委員会(以下「公安委員会」といふ。))」に改める。

第十九條中第一項及び第二項を削り、第三項中「市町村又は都が、市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を「都道府県が、公安委員会」に改め、同項を同条第一

項とし、同条第四項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とする。

第二十一條中「又は警察吏員」を削る。

第二十九條第三号中「又は警察吏員」を削る。

(農業委員会法の一部改正)
第三十八條 農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八條第五項中「公安委員会の委員及び警察吏員」を「及び公安委員会の委員」に改める。

(高圧ガス取締法の一部改正)
第三十九條 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第三十六條第二項中「若しくは警察吏員」を削る。

第六十二條第二項中「又は警察吏員」を削る。

第六十三條第一項各号列記以外の部分及び第六十四條本文中「若しくは警察吏員」を削る。

第七十四條第一項中「市町村公安委員会又は特別区公安委員会」を削り、同条第二項中「又は警察吏員」を削る。

(出入国管理令の一部改正)
第四十條 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第二項中「警察吏員」を削る。

第四十一條第三項中「又は警察吏員」を削る。

第五十二條第二項及び第三項本文中「警察吏員」を削る。

第六十一条の八第一項中「国家
地方警察、自治体警察」を「警察
庁、都道府県警察」に改める。
(平和条約第十一條による刑の執
行及び赦免等に関する法律の一部
改正)

第四十一条 平和条約第十一條によ
る刑の執行及び赦免等に関する法
律(昭和二十七年法律第百三三号)の
一部を次のように改正する。

第十五条第三項及び第二十三條
第三項中「又は警察吏員」を削る。
(外国人登録法の一部改正)

第四十二条 外国人登録法(昭和二
十七年法律第百二十五号)の一部
を次のように改正する。
第十三条第二項中「警察吏員、」
を削る。

(破壊活動防止法の一部改正)
第四十三条 破壊活動防止法(昭和
二十七年法律第百四十号)の一部
を次のように改正する。
第二十九条中「国家地方警察及
び自治体警察」を「警察庁及び都道
府県警察」に改める。
(警察官等に協力援助した者の
災害給付に関する法律の一部改
正)

第四十四条 警察官等に協力援助し
た者の災害給付に関する法律(昭
和二十七年法律第百四十五号)
の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

警察官に協力援助した者の
災害給付に関する法律
第一条中「警察官等」を「警察官」
に改める。

第二条中「国家地方警察の警察
官又は市町村警察(特別区が連合
官又は市町村警察(特別区が連合

官又は市町村警察(特別区が連合

官又は市町村警察(特別区が連合

して維持する警察を含む。以下同
じ。)の警察吏員」を「警察官」に改
め、「又は警察吏員」を削る。
第三条第一項中「国家地方警察」
を「警察庁」に、「市町村警察の警
察吏員」を「都道府県警察の警察
官」に改める。

第三条第二項を次のように改め
る。
2 給付の原因である災害が、警察
法(昭和二十九年法律第 号)第
五十九條の規定により都道府県公
安委員会からの要求に基づき援助し
たことに基因するものについては、当
該警察官の援助を要求した当該都
道府県公安委員会の属する地方公
共団体がその給付を行うものとし
る。

第三条第三項中「警察法第六十
三條又は第六十四條の規定により
職務を行つた市町村警察の警察吏
員」を「警察法第七十二條第三項の
規定により同条第一項の布告区域
(同条第二項の規定により布告区
域以外の区域に派遣された場合に
おける当該区域を含む)に派遣さ
れた当該区域内において職務を行つ
た警察官」に改め、同条第四項を
削る。

第四条第一項中「国家地方警察
本部」を「警察庁」に改める。
(法廷等の秩序維持に関する法律
の一部改正)

第四十五条 法廷等の秩序維持に関
する法律(昭和二十七年法律第
百八十六号)の一部を次のように
改正する。
第三条第二項中「警察官又は

警察官又は

警察官又は

警察官又は

警察官又は

警察官又は

警察吏員」を「又は警察官」に改
める。
(麻薬取締法の一部改正)

第四十六条 麻薬取締法(昭和二十
八年法律第百四十四号)の一部を次の
ように改正する。
第五十四条第八項中「警察官等
職務執行法」を「警察官職務執行
法」に改める。

(海上保安官に協力援助した者等
の災害給付に関する法律の一部改
正)

第四十七条 海上保安官に協力援助
した者等の災害給付に関する法律
(昭和二十八年法律第三十三号)の
一部を次のように改正する。
第七條中「警察官等に協力援助
した者の災害給付に関する法律」
を「警察官に協力援助した者の災
害給付に関する法律」に改める。
(逃亡犯罪人引渡法の一部改正)

第四十八条 逃亡犯罪人引渡法(昭
和二十八年法律第六十八号)の一
部を次のように改正する。
第六條第一項中「警察吏員」を
削る。
(有線電気通信法の一部改正)

第四十九条 有線電気通信法(昭和
二十八年法律第九十六号)の一部
を次のように改正する。
第十條中第十一号を次のように
改める。

十一 警察法(昭和二十九年法
律第 号)第七十七條第二項の
規定により警察庁又は都道府県警
察が使用するとき。
(公衆電気通信法の一部改正)

第五十条 公衆電気通信法(昭和二

公衆電気通信法(昭和二

公衆電気通信法(昭和二

十八年法律第九十七号)の一部を
次のように改正する。
第六十四條第一項中第三号を次
のように改める。

三 警察法(昭和二十九年法律
第 号)第七十七條第二項
の規定により警察庁又は都道
府県警察が使用するとき。

第七十一條第三項中「国家地方
警察若しくは自治体警察」を「警察
庁若しくは都道府県警察」に改め
る。
(武器等製造法の一部改正)

第五十一条 武器等製造法(昭和二
十八年法律第百四十五号)の一部
を次のように改正する。
第二十五條第二項及び第二十六
條中「警察吏員」を削る。

第二十八條第一項中「市町村
公安委員会若しくは特別区公安委
員会」を削り、同条第二項中「警
察吏員」を削る。
(町村合併促進法の一部改正)

第五十二条 町村合併促進法(昭和
二十八年法律第百五十八号)の一
部を次のように改正する。
第六條第三項中第四号を次のよ
うに改める。

四 削除
第十二條を次のように改める。
(交通事件即決裁判手続法の一部
改正)

第五十三条 交通事件即決裁判手続
法(昭和二十九年法律第 号)
の一部を次のように改正する。
附則第二項の道路交通取締法の
改正規定に係る同法第二十三條の

道路交通取締法の改正規定に係る同法第二十三條の

道路交通取締法の改正規定に係る同法第二十三條の

三第一項、第三項及び第五項中
「又は警察吏員」を削る。
附則

(施行期日)
1 この法律中、第五十三條の規定
は交通事件即決裁判手続法の施行
の日から、その他の部分は、警察
法(昭和二十九年法律第 号)
同法附則第一項但書に係る部分を
除く)の施行の日から施行する。
(都道府県公安委員会等の許可等
の経過規定)

2 この法律の施行の際、改正前の
道路交通取締法、風俗営業取締法、
古物営業法、質屋営業法又は銃
砲刀剣類等所持取締令の規定によ
り都道府県公安委員会、市町村公
安委員会又は特別区公安委員会
が行つた許可、免許、取消、停止その
他の処分で現にその効力を有する
ものは、改正後の相当規定により都
道府県公安委員会とした処分とみ
なす。但し、当該処分が期限が附
されている場合においては、当該
処分の期限は、改正前のこれらの
法令の規定により処分がなされた
日から起算するものとする。
(都道府県公安委員会等に対する
申請等の経過規定)

3 この法律の施行の際、改正前の
道路交通取締法、風俗営業取締
法、古物営業法、質屋営業法又は
銃砲刀剣類等所持取締令の規定に
より都道府県公安委員会、市町村
公安委員会又は特別区公安委員会
に對してなされた許可、免許その
他の処分の申請、届出その他の手
続は、改正後の相当規定によりな
されたものとみなす。但し、改正前

道路交通取締法の改正規定に係る同法第二十三條の

道路交通取締法の改正規定に係る同法第二十三條の

道路交通取締法の改正規定に係る同法第二十三條の

道路交通取締法の改正規定に係る同法第二十三條の

道路交通取締法の改正規定に係る同法第二十三條の

道路交通取締法の改正規定に係る同法第二十三條の

のこれらの法令の規定による許可、免許その他の処分申請の際すでに納付された手数料の帰属については、改正後のこれらの法令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(道路における禁止行為に関する都道府県知事の定に關する経過規定)

4 この法律の施行の際、改正前の道路交通取締法第二十六條第一項の規定に基き都道府県知事が道路における禁止行為について制定している定は、改正後の同法同条同項の規定によつて都道府県公安委員会が改廃の措置をとるまでの間、なお効力を有するものとす。

(災害給付に關する経過規定)

5 この法律の施行の際、この法律の施行前より引続き改正前の警察官に協力援助した者の災害給付に關する法律の規定による給付を受けている者に対する給付については、なお従前の例による。

6 警察官又は警察吏員に協力援助した者に係る災害に対する給付で、災害の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日が昭和二十九年六月三十日以前に係るものについて同年七月一日以降において実施すべきものは、改正前の警察官に協力援助した者の災害給付に關する法律第三條の規定により国が行うべきものに相当するものについて、は国が、都又は市町村が行うべき

ものに相当するものについては都又は市町村が行うものとする。

○大藏國務大臣 今回提出いたしました警察法案につきまして、提案の理由並びにその内容の概略を御説明いたします。

現行の警察法は、戦後早々にして占領政策の一環として施行せられたものでありまして、戦前のわが警察制度を根本的に改革して民主警察の理想を高揚した点においては、確かに劃期的な意義を有しておりますが、何分にも匆忙の間に當時の國際事情を反映しつつ制定せられたため、わが國情に適しないところが多く、その運用の結果に徴しても非能率にして不経済の欠陥を免れず、しこうしてかかる欠陥を是正するために早晩抜本的な改正の肝要であることは、つとに世人の広く認めていられるところでありました。すなわち、現在の警察制度は國家地方警察と市町村自治體警察との二本建となつておりますが、町村を管轄する國家地方警察は國家的性格に過ぎて自治的要素を欠け、都市を管轄する自治體警察は完全自治に過ぎて國家的性格に欠けるところがあり、これを要するに都市と町村において性格の異なる警察が存在するという結果になつてゐるのがあります。しこうしてこのことは元來國家的性格と地方的性格とを兼ね有すべき近代警察事務の運営にとつて適合せざるものを内蔵している結果となつてゐるのであります。さらに市町村自治體警察は、治安の對象地域が近時とみに広くなりつつあるにかかわらず、おの／＼の市町村単位において獨立してゐるのであります、この細分化された警察組織のもとにおいては、

警察運営の責任もまた多数に分割され、従つてその有機的活動は著しく阻害されてゐるのであります。もちろん従來といへどもこれらの警察相互間においては、あるいは人事の交流によつて意思の疏通をはかり、あるいは援助の協定を行つて連絡調整を密にする等、それぞれ努めて参つたものではあります。が、何と申しても制度自体が内蔵する欠陥の前には、運用の妙にも限界がありまして、ために警察單位の分割より生ずる盲点の存在が警察の効率的運営をみずから傷つけて参つた次第であります。かつこの欠陥は國の治安に対する責任の不明確という点にも大きく影響してあります。これは、近年頻発する種々の事件に關連して國民の記憶の新たなところであると存じます。さらに一方、行政改革の見地に立ちますならば、國家地方警察と市町村自治體警察との施設及び人員が互に重複してゐることは、國民にとつてはいたゞらに複雑、かつ不経済な負担となつてゐるのであります。この面よりするも制度の根本的刷新の要は今や社會の輿論であると申しても過言ではありません。

しかしながら現行制度における叙上の弊を改めるにあたり、警察の民主的な運営、言いかえれば國民の警察運営に対する干渉はこれを依然として保障すべきはもちろんのことであります。この民主的な保障の基盤の上に、治安任務遂行の能率化と責任の明確化との二つの懸案の解決をはかつたものが、今般のこの法律案の骨子となつてゐる次第であります。

安委員会制度を存置したことであり、すなわち、警察の管理と運営の民主的保障を確保するため、中央、地方を通じて公安委員会制度を置き、警察を管理せしめることとしたのであります。すなわち、中央においては、内閣總理大臣の所轄のもとに國家公安委員会を、また地方においては都道府県知事の所轄のもとに都道府県公安委員会を置き、それ／＼國民を代表する委員からなる合議體の機關によつて警察庁、または都道府県警察を管理せしめることとしたし、もつて警察の民主的な管理運営を確保し、かつ警察の政治的中立性を維持することとしたのであります。なおこの際公安委員に広く有為の人材を得るため、その資格の制限を大幅に緩和し、その制限は警察と檢察の職業的前歴者のみに限ることとしたしました。

第二には、警察を府県警察に一本化したことであり、すなわち、警察の能率的運営を保持するため、現在の國家地方警察及び市町村自治體警察とともにこれを廃止して、新たに都道府県警察を置くこととしたのであります。この理由については冒頭に詳しく述べましたので省略することとしたしますが、ここに一言申し加へたいのは大都市の警察についての処置であります。大都市警察につきましては従來から種々議論の存するところであり、結論においては、これを府県と並立させることは、大都市とその周辺地区とを遮断せしめ、このために警察對象としての兩地区の一體性を阻害し、警察運営の有機的活動に著しき障害を來すのみならず、財政的にもきつめて不経済な結果となりますので、これを府県警察に一元化する必要を認めた次第であります。

第三に府県警察の内容であります。すなわち、都道府県警察については、國家的要請に基き最小限の制約を除いて、あつて限りこれに自治體警察としての性格を具備せしめることとしたのであります。

すなわち、都道府県警察の性格は申すまでもなく地方公共團體たる都道府県の機關としての警察であり、言いかえればこれは府県自治體警察でありまして、知事の所轄のもとにある都道府県公安委員会が全面的にこれを管理いたし、その管理のもとに警察本部長が職務を行うのであります。従つてその職員は原則として地方公務員の身分を有するものであります。かつ、警察に要する経費については、一定の國家的警察活動に必要な経費を國が支弁するほかは、原則として府県の負担としたのであります。また都道府県警察の諸般の組織や職員の人事管理その他の行政管理事項は、いづれも都道府県の条例で定めることとしたし、これらの警察行政は都道府県議會における審議を通じて常に住民の公然たる批判の前に置かれ、しこうして住民の批判に制約せられる次第でありまして、この作用によつて自治體警察の特長と美点を具備せしめたのであります。しこうしてこの精神に立脚しまして、都道府県警察は國家的な警察事務に限つて中央の警察庁の指揮監督を受けるものといたし、その事項は法律に明記して警察の中央集權化の事なきやう十分の配慮をいたしたのであります。しこうしてこれがため警察本部長とごく少數の警務正以上の首脳職員は國家公務員

といたし、これらは警察庁長官が国家公安委員会の意見を聞いて任免することとし、他面、この任免に対して管理する都道府県公安委員会は懲戒罷免に関する勧告権を行使し得ることとしたし、もつて両者の権能につき均衡あらしめたものであります。なお、都の警視總監の任免は特にその地位の重要性にかんがみ、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任命することとし、これに対する懲戒罷免の勧告権の所在は他の道府県の場合と同様にいたしたのであります。

第四には、中央の警察機構のことであります。すなわち、中央の警察管理機関たる国家公安委員会の委員長は国務大臣をもつて充てることとし、国家公安委員会は公安にかかると警察をつかさどり、警察の教養、通信、鑑識、統計及び装備に関する事項を統轄し、並びに警察行政に関する調整を行わしめることとしたのであります。さらに、国家公安委員会は、委員長及び五人の委員をもつて組織することとし、委員長は国務大臣をもつてこれに充てることとしたしましたが、この委員長は会議に際して表決には加わらず、従つて国家公安委員会が政治的中立性を保つところの合議機関である現在の性格は今般の改正によつてもこれを一貫して堅持せしめてゐるのであります。同時に委員長として新たに国務大臣が加はることにより、政府の治安に対する国家的な考へ方が国家公安委員会の中正な判断によつて濾過せられた上警察運営の上に具現されるようにいたしました。かくのごとくにして政府の治安責任と警察の政治的中立性の調和をはかつたものであります。また警察庁は国家公安委員会の管理のもと

に、きわめて特定の国家的な警察事務を所掌し、これに關しては都道府県警察を指揮監督することとしたしました。その事務の範囲は上述のごとく最小額の列挙事項のみに限定したのであります。従つて個々の一般犯罪の捜査のときはこれを中央の権限より除去したのであります。なお、警察庁長官は政府の治安責任を明確にするため、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて、任免することとしたしました。が、他面これに対しては国家公安委員会が、長官の懲戒罷免に関する勧告権を行使し得ることは、道府県公安委員会の権限の場合と同様であります。

なお、この改正が実施せられます場合は、機構の簡素化により警察職員の数に於いて三万人、経費に於いて約九十億円を減少し得る予定であります。またこの改正の実施に伴ひ国家地方警察職員も市町村自治体警察職員とともにその身分に変更を生ずる結果となりますが、この場合も努めて新機構への受入れの円滑を期するため、職員の身分を保障するとともに俸給の減額となるものについては、その差額について調整の措置を講じ、かつ、恩給、退職手当についても従来の在職年数はすべて通算することとしたし、これら誠実な職員の生活に不安を与えざるよう万全の配慮を払つております。こうして従来の国家地方警察と自治体警察とがその用に供しておりました財産の移転につきましても、制度の切りかえに伴い支障を来すことのないよう、すべて国と都道府県、市町村との当事者相互間の協議により譲渡を行うものとし、特別の事情のあるものについては債務を承継した後はこれを有債とする等の

措置を講じ得ることとしたしました。なお、本法案が幸いにして成立いたしました上は、これを来る七月一日に施行する所存であります。

以上本法案提出の理由及びその内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に今般提案いたしました警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の提案の理由を申し上げます。

本法律案提案の理由は、今般提案いたしました警察法と関連いたしましたし、関係法令の規定を整理し、これに伴ひ所要の経過措置を定める必要があるためであります。

この整理の方針をいたしましては、関係法令中の関係事項については、警察法案の規定上当然に整理改正を要するものを改めることとしたしました。経過措置につきましても、警察法案の規定及び本法律案による整理に対応して必要な規定を設けることとした次第であります。

何とぞ御審議のほどをお願い申し上げます。

○中井委員長 次に斎藤国警長官より補足して説明をしたいとの申出がありますからこれを許可いたします。斎藤国警長官。

○斎藤(昇)政府委員 警察法案の内容につきましても、その条文の順序に従つて御説明をいたしたいと存じます。

この法律案は、七章七十八箇条の本文及び附則二十八項から成つております。

第一章は総則をいたしまして、この法律の目的、警察の責務及び警察職員の服務の宣誓の内容について規定して

おります。すなわち、この法律の目的とは民主的の理念を基調とする警察の管理と運営を保障しつつかつ能率的にその任務を遂行するに足る警察組織を定めることとあります。次に警察の責務につきましても、現行の趣旨通り個人の生命身体及び財産の保護と犯罪の予防、鎮圧及び捜査等公共の安全と秩序の維持をもつてその範囲とし、あわせてその権限の濫用を戒める旨を規定するとともに、新たに不偏不党かつ公平中正を旨として責務を遂行すべきことを加え、警察のあるべき姿をさらに明らかにしたのであります。なお、この法律により警察の職務を行う者については、特に服務の宣誓の内容を定めて警察の責務遂行の公正を期したのであります。

第二章は、国家公安委員会に関する事項を規定いたしております。国家公安委員会は、国の中央警察管理機関として内閣総理大臣の所轄のもとにこれを置き、現行通り両議院の同意を得て任命される五人の委員のほかに、新たに国務大臣をもつて充てる委員長を加えて組織することとしたしました。五人の委員の任命方法や任期、政党に関する制限や身分保障についてはまづたく現行通りであります。広く適任者を求め得るようその資格制限を緩和し、その制限は警察と検察の職業的な前歴に限ることとしたしました。国家公安委員会は国の公安にかかると警察運営をつかさどり、警察教養、警察通信、犯罪鑑識、犯罪統計及び警察装備に関する事項を統轄し、警察行政に関する調整をはかることを任務とするものであり、その権限についてはこの任務を遂行するために必要な範囲に限定することとしてこれ

を法律で明定し、その事務について警察庁を管理することとしております。委員の服務等につきましては、おおむね従前の通りとするほか、新たに委員会の会議についての規定を設けました。が、国務大臣たる委員長は、表決権を有することなく、可否同数の場合にのみ採決権を有することとしたしました。なお国家公安委員会には法令の委任に基く規則制定権を認めることとしたしました。

第三章は、警察庁に関する事項を規定いたしております。警察庁は国家公安委員会の管理のもとに法定の権限を所掌する機関として置き、その長官の任免は内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて行うことになつております。長官は、国家公安委員会の管理に服して職務を行うものとするほか、国家公安委員会は内閣総理大臣に対しその懲戒罷免に關し必要な勧告をなし得ることとして不当な職務執行の余地をなからしめてゐるのであります。長官は、警察庁の庁務を統括するほか、その所掌事務について都道府県警察を指揮監督することとしたしました。国

の治安に關する中央の責任を明確にしてゐるのであります。警察庁に次長一人を置くほか、その内部部局としては、従来の総務部を改め長官官房とし、ほかに従来と同じ警務部、刑事部、警備部、通信部の四部を置くこととしたしてあります。また附屬機関としては警察大学校、科学捜査研究所及び皇宮警察本部を置くこととしてあります。が、これらはいずれも現在あるものをそのまま明文化したものであります。そのまゝ明文化したものであります。

地方機関としては、現在の警察管区本部にかゝる管区警察局を置くこととし

たのでありますが、北海道は北海道警察となり、また、管区警察を設けず、ただ通信事務を所掌する道地方警察通信部を置くのみとし、その他は高等検察庁等の治安関係機関との連絡を密にするため従来の五管区の管轄区域を七管区に変更し、新たに名古屋、高松にこれに置くこととした。また、警察視庁はその管轄から除外した。しかし、反面その機構を簡素化するとして、現在の五部制から三部制に縮小いたしました。管区警察の分掌する事務は警察庁の所掌事務のうち、必要な範囲の事務に限定してあります。その分掌する事務については、のみ府県警察を指揮監督することができるとあります。なお、管区警察に管区警察学校が附置されることは現在通りであります。次は、警察庁の職員規定で、警察庁の所要の職員のうち長官は警察官とするほか、次長、官房長、通信部長を除く部長、その他政令で定める職は警察官をもつて、皇宮警察本部は皇宮護衛官をもつて充ててこれを規定したのであります。

第二章は、都道府県警察に關する事項を規定しております。第一節は、総則として、都道府県警察の設置及び業務並びに経費について規定しております。すなわち、現行制度の都道府県警察は、都道府県警察及び市町村自治体警察はともにこれを廃止して、新たに都道府県に都道府県警察を置き、この都道府県警察が都道府県の区域について警察全般の責任を担うこととしたのであります。都道府県警察に要する経費につきましても、原則として都道府県で負担するのでありますが、そのうち警察教養、通信、鑑識、警備裝備に要する経費、警備警察や特殊の犯罪捜査に要する経費、国家公務員たる警視正以上の階級にある警察官の給与費等、都道府県に負担させることが不適当と考へられる経費については政令の定める範囲で国が支弁することとする。また、そのほかの都道府県の負担する経費についても国が政令で定めるところによつてその一部を補助することとした。

第二節は、都道府県公安委員会について規定しております。都道府県公安委員会は、現行通り知事の所轄のもとにおの／＼その都道府県議会の同意を得て任命せられる三人の委員から成り、都道府県民を代表して都道府県警察を管理するのでありますが、その権限は従来のごとく運営管理に局限せず行政管理をも含め都道府県警察を全面的に管理するものといたしました。都道府県公安委員会の委員の任命方法や任期その他身分保障や職務については現行通りであります。資格の制限は国家公安委員と同様に緩和することとした。また法令または条例の委任に基づき公安委員会規則の制定権を認めることとした。なお、北海道については、その地域的特殊性にかんがみ五以内の方面ごとに方面本部を管理する方面公安委員会を置くこととした。

第三章は、都道府県警察の組織について規定しております。都には警視庁を、道府県には道府県警察本部を置き、その内部組織は政令で定める基準に従つて条例で定めることとしてあります。都警察には警視總監を、道府県警察には警部長を、警視總監及び警部長は都道府県公安委員会の管理に服して職務を行うものとす。また、都道府県公安委員会は、その内閣総理大臣または長官に対し警視總監または警部長の懲戒罷免に關し必要な勧告をなす得ることとしたのであります。また北海道には道警察本部の下にその区域をわかつて五以内の方面本部を置き、方面本部の身分等は、警察本部に準ずることとした。また、警視庁及び道府県警察本部並びに方面本部にはそれぞれ警察学校を付置せしめるほか、警察署の名称、位置及び管轄区域は政令の基準に従つて条例で定めることになっております。

第四章は、都道府県警察相互間の關係について規定しております。まず、都道府県警察は、相互に協力する義務があるものと規定し、具体的には警察相互間の援助及び管轄区域外の権限行使について規定して警察相互間の協力態勢を強化し、警察事務の能率の運営を確保することとしたのであります。以上これを要するに都道府県警察は、地方公共団体たる都道府県の機関として置かれた自治体警察ではあります。が、これに国家的性格を有する警察事務を担当するにもふさわしい特長をも具備せしめ、これによつて国家的な要請と地方自治との調和のとれた組織とすることとしたのであります。

第四章は、都道府県警察に關する事項を規定しております。第一節は、総則として、都道府県警察の設置及び業務並びに経費について規定しております。すなわち、現行制度の都道府県警察は、都道府県警察及び市町村自治体警察はともにこれを廃止して、新たに都道府県に都道府県警察を置き、この都道府県警察が都道府県の区域について警察全般の責任を担うこととしたのであります。都道府県警察に要する経費につきましても、原則として都道府県で負担するのでありますが、そのうち警察教養、通信、鑑識、警備裝備に要する経費、警備警察や特殊の犯罪捜査に要する経費、国家公務員たる警視正以上の階級にある警察官の給与費等、都道府県に負担させることが不適当と考へられる経費については政令の定める範囲で国が支弁することとする。また、そのほかの都道府県の負担する経費についても国が政令で定めるところによつてその一部を補助することとした。

第二章は、都道府県警察に關する事項を規定しております。第一節は、総則として、都道府県警察の設置及び業務並びに経費について規定しております。すなわち、現行制度の都道府県警察は、都道府県警察及び市町村自治体警察はともにこれを廃止して、新たに都道府県に都道府県警察を置き、この都道府県警察が都道府県の区域について警察全般の責任を担うこととしたのであります。都道府県警察に要する経費につきましても、原則として都道府県で負担するのでありますが、そのうち警察教養、通信、鑑識、警備裝備に要する経費、警備警察や特殊の犯罪捜査に要する経費、国家公務員たる警視正以上の階級にある警察官の給与費等、都道府県に負担させることが不適当と考へられる経費については政令の定める範囲で国が支弁することとする。また、そのほかの都道府県の負担する経費についても国が政令で定めるところによつてその一部を補助することとした。

第三章は、都道府県警察の組織について規定しております。都には警視庁を、道府県には道府県警察本部を置き、その内部組織は政令で定める基準に従つて条例で定めることとしてあります。都警察には警視總監を、道府県警察には警部長を、警視總監及び警部長は都道府県公安委員会の管理に服して職務を行うものとす。また、都道府県公安委員会は、その内閣総理大臣または長官に対し警視總監または警部長の懲戒罷免に關し必要な勧告をなす得ることとしたのであります。また北海道には道警察本部の下にその区域をわかつて五以内の方面本部を置き、方面本部の身分等は、警察本部に準ずることとした。また、警視庁及び道府県警察本部並びに方面本部にはそれぞれ警察学校を付置せしめるほか、警察署の名称、位置及び管轄区域は政令の基準に従つて条例で定めることになっております。

第四章は、都道府県警察相互間の關係について規定しております。まず、都道府県警察は、相互に協力する義務があるものと規定し、具体的には警察相互間の援助及び管轄区域外の権限行使について規定して警察相互間の協力態勢を強化し、警察事務の能率の運営を確保することとしたのであります。以上これを要するに都道府県警察は、地方公共団体たる都道府県の機関として置かれた自治体警察ではあります。が、これに国家的性格を有する警察事務を担当するにもふさわしい特長をも具備せしめ、これによつて国家的な要請と地方自治との調和のとれた組織とすることとしたのであります。

第五章は、警察職員に關する事項について規定しております。警察官の階級は長官を除き、警視總監以下九階級といたしました。次に警察官の職務を一般的に規定し、警察官の職務行使の区域については規定をいたしました。警察官は元來その所属の都道府県警察の管轄区域内で職務を行使すべきことを原則としますが、さきに述べました援助派遣の場合及び管轄区域外の権限行使の場合のほか、例外として現行犯の逮捕に關する場合及び移動警察の場合については、管轄区域外においても職務を行使し得るよう定めてあります。また警察職務の遂行に必要と小型武器の所持、被服の支給、裝備品の貸与その他警察職員に關する法律に規定をいたし、また皇宮護衛官については所要の規定を準用いたしました。

第六章は、緊急事態の特別措置に關して規定をいたしております。緊急事態の規定は、現行法の国家非常事態の規定と同様主として警察組織の非常の指揮体制を特例として定めたものであります。が、現行法の国家非常事態の名称はその内容から見て適切を欠くものがあり、かた／＼保安庁の非常事態の規定との均衡上からも誤解を生じやすい点もありますので、名称を緊急事態と改め、大規模な災害または騒乱その他の緊急事態に際し治安維持のため特に必要がある場合において内閣総理大臣が現行通りの方法によつて布告を発し得ることとしたのであります。次にその布告の効果についてはおおむね現行の通りであります。機構の改革に伴い一層内閣総理大臣の統制の内容を明確化し、その限界と指揮系統を明らかにするとともに、布告に対する国会の承認の手續についても保安庁の非常事態の場合における措置との均衡をはかつたのであります。

第七章は、警察官と檢察官との關係が刑事訴訟法の定めによるべきことのほか、恩給と国有財産等の無償使用等について規定をいたしております。このうち特に恩給につきましても、今後都道府県の地方警察職員について恩給法の規定の準用を認めることとし、また今後相互の異動に際しても恩給については勸諭期間を通算し人事交流を円滑ならしめる道を開きました。

第八章は、この法律の施行に關する必要な事項を定めてあります。附則は、この法律の施行期日は七月一日といたしております。もとより法律の公布後はできるだけ早期に施行する

第六章は、緊急事態の特別措置に關して規定をいたしております。緊急事態の規定は、現行法の国家非常事態の規定と同様主として警察組織の非常の指揮体制を特例として定めたものであります。が、現行法の国家非常事態の名称はその内容から見て適切を欠くものがあり、かた／＼保安庁の非常事態の規定との均衡上からも誤解を生じやすい点もありますので、名称を緊急事態と改め、大規模な災害または騒乱その他の緊急事態に際し治安維持のため特に必要がある場合において内閣総理大臣が現行通りの方法によつて布告を発し得ることとしたのであります。次にその布告の効果についてはおおむね現行の通りであります。機構の改革に伴い一層内閣総理大臣の統制の内容を明確化し、その限界と指揮系統を明らかにするとともに、布告に対する国会の承認の手續についても保安庁の非常事態の場合における措置との均衡をはかつたのであります。

第七章は、警察官と檢察官との關係が刑事訴訟法の定めによるべきことのほか、恩給と国有財産等の無償使用等について規定をいたしております。このうち特に恩給につきましても、今後都道府県の地方警察職員について恩給法の規定の準用を認めることとし、また今後相互の異動に際しても恩給については勸諭期間を通算し人事交流を円滑ならしめる道を開きました。

第八章は、この法律の施行に關する必要な事項を定めてあります。附則は、この法律の施行期日は七月一日といたしております。もとより法律の公布後はできるだけ早期に施行する

第六章は、緊急事態の特別措置に關して規定をいたしております。緊急事態の規定は、現行法の国家非常事態の規定と同様主として警察組織の非常の指揮体制を特例として定めたものであります。が、現行法の国家非常事態の名称はその内容から見て適切を欠くものがあり、かた／＼保安庁の非常事態の規定との均衡上からも誤解を生じやすい点もありますので、名称を緊急事態と改め、大規模な災害または騒乱その他の緊急事態に際し治安維持のため特に必要がある場合において内閣総理大臣が現行通りの方法によつて布告を発し得ることとしたのであります。次にその布告の効果についてはおおむね現行の通りであります。機構の改革に伴い一層内閣総理大臣の統制の内容を明確化し、その限界と指揮系統を明らかにするとともに、布告に対する国会の承認の手續についても保安庁の非常事態の場合における措置との均衡をはかつたのであります。

第七章は、警察官と檢察官との關係が刑事訴訟法の定めによるべきことのほか、恩給と国有財産等の無償使用等について規定をいたしております。このうち特に恩給につきましても、今後都道府県の地方警察職員について恩給法の規定の準用を認めることとし、また今後相互の異動に際しても恩給については勸諭期間を通算し人事交流を円滑ならしめる道を開きました。

第八章は、この法律の施行に關する必要な事項を定めてあります。附則は、この法律の施行期日は七月一日といたしております。もとより法律の公布後はできるだけ早期に施行する

第六章は、緊急事態の特別措置に關して規定をいたしております。緊急事態の規定は、現行法の国家非常事態の規定と同様主として警察組織の非常の指揮体制を特例として定めたものであります。が、現行法の国家非常事態の名称はその内容から見て適切を欠くものがあり、かた／＼保安庁の非常事態の規定との均衡上からも誤解を生じやすい点もありますので、名称を緊急事態と改め、大規模な災害または騒乱その他の緊急事態に際し治安維持のため特に必要がある場合において内閣総理大臣が現行通りの方法によつて布告を発し得ることとしたのであります。次にその布告の効果についてはおおむね現行の通りであります。機構の改革に伴い一層内閣総理大臣の統制の内容を明確化し、その限界と指揮系統を明らかにするとともに、布告に対する国会の承認の手續についても保安庁の非常事態の場合における措置との均衡をはかつたのであります。

第七章は、警察官と檢察官との關係が刑事訴訟法の定めによるべきことのほか、恩給と国有財産等の無償使用等について規定をいたしております。このうち特に恩給につきましても、今後都道府県の地方警察職員について恩給法の規定の準用を認めることとし、また今後相互の異動に際しても恩給については勸諭期間を通算し人事交流を円滑ならしめる道を開きました。

第八章は、この法律の施行に關する必要な事項を定めてあります。附則は、この法律の施行期日は七月一日といたしております。もとより法律の公布後はできるだけ早期に施行する

第六章は、緊急事態の特別措置に關して規定をいたしております。緊急事態の規定は、現行法の国家非常事態の規定と同様主として警察組織の非常の指揮体制を特例として定めたものであります。が、現行法の国家非常事態の名称はその内容から見て適切を欠くものがあり、かた／＼保安庁の非常事態の規定との均衡上からも誤解を生じやすい点もありますので、名称を緊急事態と改め、大規模な災害または騒乱その他の緊急事態に際し治安維持のため特に必要がある場合において内閣総理大臣が現行通りの方法によつて布告を発し得ることとしたのであります。次にその布告の効果についてはおおむね現行の通りであります。機構の改革に伴い一層内閣総理大臣の統制の内容を明確化し、その限界と指揮系統を明らかにするとともに、布告に対する国会の承認の手續についても保安庁の非常事態の場合における措置との均衡をはかつたのであります。

ことが望ましいのでありますが、都道府県における予算措置その他政令条例の制定等の準備期間も考慮に入れて七月一日としたものであります。次にこの法律の施行のため必要な公安委員の選任手続その他の準備行為は法律施行前にできることとしたしました。なおこの法律の施行に伴い現在の国家公安委員会、都道府県公安委員会は廃止されることとなりますが、第四項から第八項までは国家公安委員会と都道府県公安委員会の最初の委員の任命について主としてその任期を規定しております。第九項及び第十項は警察職員の身分の引継ぎについての経過規定であり、この場合現在の警察職員の身分は新しい機構に当然引継がれることとして、現在の警察職員の身分を保障いたしました。第十一項から第十四項までは、警察用財産処理の経過規定で、現在の国家地方警察及び自治体警察の廃止に伴いこれらの警察の用に供されていた財産を新たにできる警察庁または都道府県警察の用に供するために財産の処理の方途を講ずる必要がありますので、これらの処理が円滑に行われるよう、警察用財産の譲渡または使用は、国と都道府県と市町村の間における相互の協議によつて行うこととしたしました。しかしこれからの譲渡または使用は無償を原則とはしますが、当該財産に伴う負債がある場合その他特別の事情がある場合は債務の承継または有償とする等の措置を講じ得ることとしたのであります。第十五項は給与に関する経過規定で現在の警察職員が都道府県警察の地方職員となつた場合において、もし俸給額が減額となつた場合においても、その差額の調整のため、政令の基

準に従い条例によつて手当を支給することとしたのであります。第十六項から第十九項までは、休職、特別待命、懲戒処分、不利益処分、公務災害補償についての経過規定であり、第二十項から第二十七項までは退職手当、恩給及び共済組合に関する経過規定であります。退職手当、恩給については、いずれも制度の切りかえを円滑にするためこの法律の施行に伴う職員の身分の変動にもかかわらず従前の在職期間を通算する等の措置を講ずるよういたしました。これらの規定を通じ制度の切りかえにあたつて職員が得る限り不利益を受けることがないように配慮をいたした次第であります。

以上本法律案の主要な点につきまして、その概略を御説明申し上げた次第であります。

○中井委員長 施行の分でありますから、引続き説明を求めます。

○斎藤(男)政府委員 次に警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の内容について、その概要を申し上げます。

まず、第一条においては、警察法の施行に伴い、当然不要となります都道府県の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律、市の警察維持の特例に関する法律及び町村の警察維持に関する責任移転の時期の特例に関する法律の廃止を規定しました。第二条以下においては、警察法の施行に伴つて当然改正を要する関係法令をその制定順に掲げ、必要な整理改正を加えております。

第二条及び第三条では、民事訴訟法及び関係法令中の「警察吏員」の語を整理いたしました。

第四条では、遺失物法第十五条中の交付を受ける者のない物件を、都道府県警察の設置に伴い、当該都道府県に帰属させるのが当然と存し「国又は」を削りました。

第五条から第八条までは、国税犯則取締法、狩猟法、公益質屋法及び死産の届出に関する規程の改正で、「警察吏員」の語を整理いたしました。

第九条では、裁判所法中の警察官の派出要求について、第十条では、道路交通取締法中の公安委員会その他について警察法の施行に伴つて必要と認められる整理をするため、条文に所要の改正を加えました。

第十一条から第十三条までは、最高裁判所裁判官国民審査法、消防組織法及び海上保安庁法についての改正で、当然必要な整理をいたしました。

第十四条では、国家公務員共済組合法中従前の国家地方警察の職員等 единиを組織しております組合の構成員がかわりますこと等の整理上の改正であります。

第十五条では、風俗営業取締法中当然必要な読みかえ上の改正と手数料の規定を補つたものであります。

第十六条では、刑事訴訟法の規定中当然必要な読みかえ上の改正を行いました。

第十七条では、警察官等職務執行法を警察官職務執行法に改め、その他警察法の施行に伴い当然必要な改正を加えました。

第十八条から第三十五条までの、い、獣処理場等に関する法律、検査審査会法、少年法、少年院法、消防法、

次は附則であります。第一項では、この法律は、警察法の施行の日から、但し、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から施行することとし、第二項では、この法律の施行の際、都道府県公安委員会、市町村公安委員会または特別区公安委員会が行いました許可、免許等の処分が現に効力を有しますものを、引継いで改正後の相当規定による有効な処分とするために必要な経過規定を設け、第三項では、同じくこれらの公安委員会に対してなされた許可、免許等の処分の申請を改正後の相当規定によりなされたものとするために必要な経過規定を設けました。第四項では、道路交通取締法第二十六条第一項に基く道路における禁止行為に関する都道府県知事の効力について必要な経過規定を設けました。第五項及び第六項では、改正前の警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律に基き、この法律の施行前から引継いで行われていた給付については、なお従前の例によるものとする、及びこの法律の施行前に給付原因が発生し、この法律の施行の日以後において実施することとなるものについては、従前の負担区分により国、都または市町村が行うものとする、ことについて必要な経過規定を設けました。

以上、この法律案につきまして概要を御説明申し上げました次第であります。

○中井委員長 ただいま両法案について政府よりそれ、提案理由の説明を聴取いたしました。本日は両法案に対する質疑は、理事会の中合せによりまして行わないことといたします。

次に附則であります。第一項では、この法律は、警察法の施行の日から、但し、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から施行することとし、第二項では、この法律の施行の際、都道府県公安委員会、市町村公安委員会または特別区公安委員会が行いました許可、免許等の処分が現に効力を有しますものを、引継いで改正後の相当規定による有効な処分とするために必要な経過規定を設け、第三項では、同じくこれらの公安委員会に対してなされた許可、免許等の処分の申請を改正後の相当規定によりなされたものとするために必要な経過規定を設けました。第四項では、道路交通取締法第二十六条第一項に基く道路における禁止行為に関する都道府県知事の効力について必要な経過規定を設けました。第五項及び第六項では、改正前の警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律に基き、この法律の施行前から引継いで行われていた給付については、なお従前の例によるものとする、及びこの法律の施行前に給付原因が発生し、この法律の施行の日以後において実施することとなるものについては、従前の負担区分により国、都または市町村が行うものとする、ことについて必要な経過規定を設けました。

以上、この法律案につきまして概要を御説明申し上げました次第であります。

○中井委員長 ただいま両法案について政府よりそれ、提案理由の説明を聴取いたしました。本日は両法案に対する質疑は、理事会の中合せによりまして行わないことといたします。

以上、この法律案につきまして概要を御説明申し上げました次第であります。

○中井委員長 ただいま両法案について政府よりそれ、提案理由の説明を聴取いたしました。本日は両法案に対する質疑は、理事会の中合せによりまして行わないことといたします。

○橋本清委員 議事進行について。
警察法案七十八条の審議にあたりまして、私は本会議及び当委員会における政府の提案理由の説明並びにその質疑応答の内容等を、静かに検討いたしました。したが、いささか明確を欠き、かつかくのごとき強度の国家権力を掌握するところの治安立法の責任者としての知性と信念と気魄とにおいて、必ずしも満足できないように感ぜられます。これは、まことに遺憾とする次第であります。申すまでもなくいわれなき国家権力の過度の集中は、ただちに民心の離反の基となるのであります。従つてかくのごとき権力を基礎づける立法にあたりましては、ほんとうに澄み渡りたる心境のもとに、もつと真剣にかつ謙虚にこれが立法の対象とする現下治安の情勢を直視いたしますとともに、はたして一時的、断片的な治安情勢の検討によつて誤れるところなきか。またこの敗戦の感傷なる事実、まだ目ざめざるいわゆる官僚根性を脱皮することができないで、いたずらに今日の占領法規の改革に名をかりまして、彼らの満足するところの中央集権主義に墮するところの官僚精神に誤れるところなきや、かような点につきまして誤りがないか、少くとも百年の大計であるところの日本警察法の根柢とする民主化を根柢より逆転するなきやを私は憂うるのであります。しこうして、かくのごとき立法にあたりましては、国民諸君の、従つてこれが代表議員各位の最も十分、なるほどと納得をしての心からの協力を基調としなければならぬと思う。私はこの意味におきまして、本法の政府提出の最終責任者であるところの総理大臣がみずからこの席

に出席せられまして、本法立法の対象たる治安の情勢に対する認識において、はたして誤れるところがないか、また本法第一条の根本理念といたしまつたところのいわゆる民主的保障の理念と、そうしてもう一つの目的といたしますところの能率ある警察、この二つの根本理念をいかに考えておるかという点につきまして、私は総理大臣みずから出席せられまして、国民の代表たるわれ／＼に、ほんとうに真剣なる気持を持つて説明せられることが当然であると思ひます。この意味におきまして私は本委員会に総理大臣の出席を要求いたしたいと思ひます。これが方法は委員長に一任いたしたいと思ひます。

○中井委員長 ただいまの御発議は、本法案の重要性にかんがみまして、まことにごもつともなりと存じますから、本委員会といたしましては、総理大臣の出席を要求いたしたいと思ひます。さようにとりはからいます。

次に門司亮君より、警察法案に対する質疑としてではなく、教員に対する思想調査に関する警察問題について、質疑をいたしたいという申出がありま

す。この際これを許します。門司君。○門司委員 昨日の参議院の文部委員会で斎藤国警長官は、今新聞で伝えられております学校職員思想調査を命じたことではないかという答弁をされております。そのことが事実であるかどうかという点について私の聞きたいと思ひます。今ちょうど教員の政治活動を制限しようとする法律案が内閣において立案中であることは御存じの通りである。時たま／＼この調査の行われるということは、政府が教員の

政治活動を抑制するための裏づけにしようとする意図ではないかという疑い、国民全体に持たせておると思ひます。また私はこのことはある程度事実ではないかと思ひます。従つてひとつ斎藤国警長官は、そういう事実が全国にあつたかなかつたかということについて御答弁を願ひたい。これはすでに斎藤国警長官も御存じのように憲法の十九条に

は明らかに思想の自由を認めております。従つてその職責のいかんにかかわらず、いかなる思想を持つておられます。他に見られて出て来ない限りにおいて

は、今日の警察権において思想の調査はできないはずであると思ひます。しかし新聞紙では非常にたくさん伝えられている。われ／＼の同僚も現在埼玉県等においては、あるいはその他の府県におきまして、わざ／＼警察をたずねて、これの抗議をしていふ事実がある。この事実に基づいてどうも長官は率直にそういうことがあつたかなかつたかという点についての御答弁を、この機会に願ひたいと思ひます。

○斎藤(参)政府委員 お答え申し上げます。警察官に対しまして、教職員の思想調査を命じた事実はずつとござい

ません。中央から命じた事実がないのみならず、府県の警察隊長から命じた事実も、今まで調査の上あがつております。その点は御了承をいただきたいと思ひます。新聞その他に

いふ／＼な事例が、ただいま御指摘されるように報道されておりますので、私もそれといたしましては、できるだけその真相を明らかにしたいと思つて、ただいま調査をいたしております。そのうち静岡県のある署におきま

して、先般静岡で開催された教育研究大会に出席した教員の数とか、大体どんな顔ぶれであつたかということ、教員あるいは校長等に聞いた事例はあつたのであります。これは私どももいたしましては、今日ただいま御指摘になりましたように、教員の教育中立性の確保の法律が云々されております際においては、適当な処置ではなかつた、かように考えておるのであります。しかしこれは中央からもまた静岡県本部からも指令をしたものではございませ

ん。他の諸府県あるいは諸都市において報ぜられております事件につきましては、できるだけ詳しくただいま調査をいたしておりますが、今日まで調べましたところによりますと、やはり警察官が職権を濫用して思想調査をしたというふうなもの、まだ一つも報告を受けておりません。犯罪の捜査として当然に調査をした事項を、思想調査として報道されたといつたような事件、これはすでに三件ございします。一例をあげますと、衣類の窃盗がありまして、その被疑者らしい者の大體の見当はついたのであります。その行方があるから、その人の子供が某所で教員をしておるといふことを聞いて、その学校の教員名簿を借りて調べてみたところ、はたしてそういう教員がいた、そこでその教員にあなただのお父さんがいるか、どこにいますかと聞いたところ、あるけれども行方不明であつたというふうな事件があつた。これを思想調査をしたといつて報道をされております。また教員のカバンをあけて思想調査をしたという件がござい

ますが、これは遺失物として届けられましたが、内容を見るためにあけ

て見ましたところが、ここにアカハタであるとか、あるいは共産党の機関紙であるとかいふようなものが入つておつた。それはある中学校の先生の持物であつたというので、それに返した。これをもつて思想調査をしたというふうに出ております。また隣り近所で非常に親しくしている。よく行つて一緒にお茶を飲んだり、御飯を一緒に食べるといふ仲の關係にある駐在の巡査と小学校の教員とのそういう関係、あるいは親戚という関係において、普通日常茶飯事なりとして、いろ／＼世の中にうわさされていることを話し合ひ、それが思想調査をされたといつて報告されておる。ほとんどそういうことの報告を受けておるのであります。私どももいたしましては、昨年の夏あたりであつたと記憶いたしておりますが、日教組の中央本部から各府県の末端にまで、警察官が教員の思想調査をしていふ疑いがある、その事例は克明に中央に報告するようにという指令を出しておられるのを、当時私もよく知つておりました。従ひましてわれ／＼中央で何らの指令をいたしませんでも、警察官の普通の常識をいたしまして、どこかに大きな集合があつた、何人くらい人が集まつたか、どんな話合ひであつたかといふようなことを、ただ普通の常識として聞いておこうというふうな感覚で、第一線の警察官がそれ／＼しているわけでありまして、これは警察官としての、何ら他意のない意味で私はやる場合があるだらうと思ひます。しかしながらそういう指令も出されて、そういう誤解を受けるおそれのないように、でき

て見ましたところが、ここにアカハタであるとか、あるいは共産党の機関紙であるとかいふようなものが入つておつた。それはある中学校の先生の持物であつたというので、それに返した。これをもつて思想調査をしたというふうに出ております。また隣り近所で非常に親しくしている。よく行つて一緒にお茶を飲んだり、御飯を一緒に食べるといふ仲の關係にある駐在の巡査と小学校の教員とのそういう関係、あるいは親戚という関係において、普通日常茶飯事なりとして、いろ／＼世の中にうわさされていることを話し合ひ、それが思想調査をされたといつて報告されておる。ほとんどそういうことの報告を受けておるのであります。私どももいたしましては、昨年の夏あたりであつたと記憶いたしておりますが、日教組の中央本部から各府県の末端にまで、警察官が教員の思想調査をしていふ疑いがある、その事例は克明に中央に報告するようにという指令を出しておられるのを、当時私もよく知つておりました。従ひましてわれ／＼中央で何らの指令をいたしませんでも、警察官の普通の常識をいたしまして、どこかに大きな集合があつた、何人くらい人が集まつたか、どんな話合ひであつたかといふようなことを、ただ普通の常識として聞いておこうというふうな感覚で、第一線の警察官がそれ／＼しているわけでありまして、これは警察官としての、何ら他意のない意味で私はやる場合があるだらうと思ひます。しかしながらそういう指令も出されて、そういう誤解を受けるおそれのないように、でき

るだけという誤解の起らないように
気をつけるようにということすら
も、むしろ出しておるのであります
にもかかわらず、最近になつてい
ろそいうように報道せられますとい
うことは、私ももし真実であるなら
ば、これはまことにいけないことと思
います、しかし中央からも府県本部
からも、そういう指令は出すはずがな
いと思うのです。私はそんな教員の
思想を調査するという必要は認めませ
ん。個々の教員がどういふ思想を持
ておるか、どういふ教科内容であるか
というところを知る必要はありません
で、そんなことをするはずがない、か
ように思つておるにもかかわらずか
うに伝えられるということは、私はこ
の真相を明らかにした方が、これは警
察のためにも、あるいは教職員のため
にもいいのじゃないか、かように考
えております。教職員の方だつて、こ
で教員の思想調査があつたと、か
ように出れば、その感じは、おそらく
第三者の知らない人から見れば、教
職員は思想調査をされるような、そ
んな現状にあるのだらうかという誤
解も生むだらう、このことは教職員
にとつてはお気の毒だと思つてお
ります。また一面別の方面からす
れば、警察は何のために思想調査を
するのだと、ただいま御質問があ
りました。これはどうも意味で、警
察に不審の念を抱く。これはどちら
にどうも不幸なことだ、だから真相
をはつきりするのはいいのではない
か。そういう意味で調査をいたして
おりますが、ただいままで受取りま
した報告では、ほとんど今申し上げ
ましたような事例ばかりでありまし
て、むしろ私は何らかのために、思
想調査が

ここにもあつた、あそこにもあつたとい
うようなことが取上げられておるの
ではないだらうか、しかしこれはかえ
つて、教職員組合にとつても不幸なこ
とである、かように私は考へておりま
す。

○門司委員 最後の発言は非常に重大な発言であります。何らかのためにせんとするための宣伝ではないかというやうなことは、さきにも申し上げましたように、たま／＼日教組といひますか、教職員の政治活動を抑制しようとする法律案を出そうとしておる時期でありまう。言いかえるならば教育の中立性というものの、あるいは教育の自由というものを対する一つの制限を加へようとする法律案の出でおりますと

きに、国警長官が時たま／＼くだいたまふような発言がございませうならば、その対象に私はかなり大きな影響を持つと思ふ。長官はどうかお考えになつておるか知らないが、今の答弁の中に、昨年の夏ごろ云々という言葉がございまして、私個人の事例を申し上げておきたいと思ひます。それはたしか昨年の夏と思ひますが、神奈川県においで高速道路ができるという、いわゆる弾丸道路ができるということについて、農道の土地がたぐさん取上げられる。同村の土地がたぐさん取上げられる。同時にこの道路は専用道路でございまして、普通の者は歩くことができない。そうすると耕作に非常に不便を感じて、従つて農民はこれの反対闘争を今展開いたしてあります。私神奈川県の日農の連合会長として、この反対期成同盟の会長といたしまして、厚木に農民大会を開いたことがある。しかるに厚木警察署の署長の集會許可条件の中に、警察官を立ち会わせるといふこ

とが許可条件になつてゐる。私はこのことは、大会の席上で、警察官が入つておりますので、一人の組合員が、警察官が入場してゐることはけしからぬ、会長はこれを一体どう考へるかといふ質問がありまして、初めて知つたので、それまで知らなかつた。私のかかりに、私は会長でありますから、私の名義をもつて集會届が出てゐる。一体どういふ集會届になつてゐるかといへば、集會届を見てみますと、その中に一項目入つてゐる。少くとも私が信用しないならこれは別です。あれがやつてゐるのだから、何をやるかわからぬから、警察官の介入を十分にしなければ許可できないというなら、これは別であります。しかし公の場所が中に入つて聞くということが条件になつてゐる。その会議でどういふことが行われたかといふことを報告されることは、あるいはいいかも知れないが、しかしあゝいふ質朴な會議になつて参りますと、農民は十分発言しない。なぜ発言しないかと聞いてみると、発言すると翌の日の次の日あたりに駐在のおまわりさんが来て、お前さんはどうしてきくのあゝいふことを言つたかと聞かれる。これは明らかに一つの抑圧であります。そういう事実が現在ある。もし国警長官が、私の言つてゐることがさうだといふなら、集會届を持つて来て見せます。今日警察官の思想介入はそこまで来ておるのであります。私はその事実を知つて——といふよりもむしろ事実を體驗してと言つた方がいいかも知れないが、さうして今日この教員の思想調査が行われてゐるといふことを聞いて参

りますと、なるほど符合する点があるのではありません。従つてこれは、私は今の斎藤国警長官の御答弁の内容について、私は私もさういふ事実のあつたといふことを聞かないわけではない、ことに第三点の問題はおそらく神奈川県茅ヶ崎の問題だと思ふ。さういふことがたま／＼あつたことは私も聞いてゐる。しかし事実上これが各地で行われてゐる。さうして国警としては、それを指令した覚えはない、あるいはそのほかもさういふ指令をするはずがない、これはその通りであります。おそらく私は国警本部長官が教員の思想調査をしつとしようならば、また府県の隊長がさういふことをやるはずもないと思ふ。たま／＼さういふ法律案が出るということになつて来ますと、警察官の中にはさういふ行き過ぎの行為をする人が、私は善意に解釈してもあると思ふ。従つてさういふ事件が今起つておられますときに、国警長官としてはこれらのおやまちのないやうに今の御答弁だけでなくして、たださういふ報告を集めてゐるといふだけになつて、何らかの措置をおとりになつたことがあるかどうか。もしおとりになつたといふことがあるなら、事実をひとつ示しておいていただきたい。

○斎藤(昇)政府委員 ただいまの門司委員御自身に關することは、この前の委員会でも伺ひましたので、さつそくよく注意いたしておきましたが、先ほども申し上げましたやうに何らか意なくやつておることでも、それが今おつたやうに何か威圧に思われることがあるから、さういふことのないやうに十分注意するやうにということ、

當時も言つておりますし、その後同様さういつた場合は必ず繰返してやつておるのでございませう。教員の思想調査といふことも、むしろ注意をいたさぬでも、あゝいふやうに新聞に出ますと、隊長は抗議を申込まれる、国会であれをされるというので、これは自然にそれ／＼注意するやうになると思ひます。しかしそれにもかかわらず、われわれといたしましては、先ほど申しましたやうに、昨年の夏もさういふ点に特に気をつけるやうに注意を致しまして、また警務の管区本部長會議あるいは地域警備部長會議でも、そのことを十分徹底させるやうにいたしてあります。またごく近く聞く警備部長會議におきまして、この点は特に留意するやうに注意をする予定で、ただいま招集をいたしてあります。何分、心にもなく警察官が聞くことが、たとえば道路で非常に関しつておる小学校校長さんと會つた。こんにちには、どこへお見えになつたんです。いや、きよは教研大会に行つて来たのだ。どんな様子でした、というやうな話になる。これも思想調査をしたと報告に出ておりますが、これははおそらく駐在巡査が、何のことはないあゝいふがわりに聞いていることだと思ふのです。しかしそれが他から見られるとさういふやうに感じられるので、この際——この際だけやありません。警察官の言動というものが、どんなに影響するかと、これをよく良識をもつて判断してくれと言つておるのであります。ただ地方の、ことに町村におります駐在巡査などは、政治的感覚といひますか、これに中央における政治感覚に比ぶのは、これはやむを得ない。私も常識

的に考えてこの静岡のある警署で調べたのは、一体なぜそんなことをするんだらうという感じがいたすのであります。政治感覚が非常ににぶい。こんなことが悪いことだらうか、なん

ます。もしこの点について当局でお気づきの点等があれば、この際ひとつ御発表願つておきたいと思ひます。

つてもし長官からさきのようなお言葉があるとするならば、もう一つ念のために聞いておきたい。もし思想調査をしたという事実が現われて参りました場合、一体国警長官としてどう

意味における教職員の方々も、思想調査として取上げられたことは、かえつて自分たちとして迷惑だ、こう思つておられるのではないかと思ふのであります。

しなければならぬことになるわけですが、いづれにしても、末端の警察官が教養が足らぬ、だから行き過ぎをやるのだ、それは遺憾だと仰せられるけれども、ただ遺憾だと仰せられるだけ

で問題にされるのだらう、こんな感覚では市町村の日常の管理をしていただいている公安委員さん方に、良識をもつて御指導をいただくのに最も必要なことじやないかと考えております。従いまして、今度こういう思想調査をやつたという問題が起りましたところ

な趣旨の教育の事例があるかないかという通牒を昨年の暮れに出されたそうでございます。実は私自身といたしましては、そういう通牒が出されたことさえも知らぬのであります。この十四日の日曜日でしたか新聞記者の方が来られまして、茨城でこういう問題が起つて

言葉が足りなかつたら訂正をいたしますが、さう思うに思はれてもしようのないやうなものぢやないだらうか。これはだれがためにせんだためにしているかわかりませんが、先ほどから申してお

おつたならばお前責任をどうするかというお尋ねでございますが、もしさうな事例がありましたら、先ほど申し上げておりますやうな意味から、日ごろの警察官に対する教育が十分徹底して

か、それで、あの指令なり訓示ならにそういう行き過ぎがあるとするならば、あの指令、訓示にこれだけの制限を新しくつけて指令しなければならぬというやうな積極的な考え方を持つて

〇門司委員 もう一つ聞いておきたいと思ひます。この思想調査の問題について、これは少し私の考え過ぎかもしれませんが、文部大臣はある程度報告を求めることができるようになってい

〇門司委員 大体わかりました。国警長官としては非常に遺憾なことだといふお考えのようであります。先ほど

〇西村(力)委員 関連して――長官のお話をお聞きしておりました。それで

それからもう一点は、この前の国会で、岩屋辰敏の問題について、この席

とがありますが、あの際の審議は、第一組合員の幹部を、不法住宅侵入で

〇門司委員 大體わかりました。国警長官としては非常に遺憾なことだといふお考えのようであります。先ほど

〇門司委員 大體わかりました。国警長官としては非常に遺憾なことだといふお考えのようであります。先ほど

〇門司委員 大體わかりました。国警長官としては非常に遺憾なことだといふお考えのようであります。先ほど

〇門司委員 大體わかりました。国警長官としては非常に遺憾なことだといふお考えのようであります。先ほど

〇門司委員 大體わかりました。国警長官としては非常に遺憾なことだといふお考えのようであります。先ほど

てはその後の指導をなされたか、それについて伺いたい。

○斎藤(昇)政府委員 第一点の調査の問題であります。これは私もいさしきですが、うやむやにしておくとは非常によろしくないと思っております。真相をはつきりさせて、改めさせるような点があるならば改めさせなければなりません。事実無根であるなら無根だ、あるいはこういう間違いが起つておるなら、こういう間違いが起つておるというをはつきりして、これを世間に明らかにする責任があるかと私は思っております。従いまして、ただいま西村委員のおつしやいましたという行為はやめさせたらよろしいということを言つたということは、私は今初めて伺いました。これは、私事例がありましたが、これを具体的ににお知らせいただきまして、事実であれば、どういふ状態のものでやつたか、必要に応じて適当な処置をするように注意しなければならぬと思ひます。従いまして、どうか具体的にお知らせをいただきたいと思ひます。

それから警備担当の警察官について、調査の仕方その他について改めさせるような点はないかというお尋ねであります。いろいろ新聞に出ておりますのは、警備担当の警察官がございませぬ。ほとんどみな、駐在巡査であるとか外勤の巡査であるとか、そういう警備の担当をしてゐるものじやないのをごさいます。だからこそおなじやわかれ、は、思想調査というようなそんなものはやるはずはないと思つておるのでございませぬ。

この問題につきましては、その後私の方でもよく調べてみました。さうな事実はございませぬ。岩屋炭鉱その他の場合においても、あるいは労働委員会その他でもいろいろ御議論がございしましたが、私は隊長に対して、日ごろから労働組合との間をもう少し緊密な状態にしておいたらどうだろうかというところを、会うたびに話をしておるのであります。これは私は労働組合側の方々に申し上げております。そうであれば、ああいふ事件が起ります際には、もつと円滑に行くのじやないか。労働組合側の方へ行つていろいろ話を聞くと、これは何か労働組合をスパイに來たのではないかと一方は警戒する。また行つてそういう目で見られては困るというので、全然組合の幹部の方々とも知合ひがないというところ、つまらぬところでつまた誤解を起して、誤解のために、警察側がやらなくてもいいような実力行使をやらなければならぬやうな段階になつて來たりするので、日ごろからもう少し労働組合の幹部の方々と、密接に意思の連絡があればどちらにも幸福だらうということ、さうに私は指導をいたしております。岩屋炭鉱の労働組合の方とは、以前からも全然絶縁状態にあつたのではないので、労働組合の第一組合、第二組合の両方の幹部の方々と十分意思を疎通しておつたと言つておりますが、私は、労働組合の方々と警察を毛ぎらいされないので、また警察の方も労働組合の方々に對して、さう遠慮しないで、もう少しあからさまに話し合つて、通常な状態にあるということが一番望ましいのでは

ないか、かように考へて指導をしておる次第であります。

○大矢委員 私、先ほど大臣が説明した警察法の審議にあつたの資料を要求したいと思ひます。第一に、自治体警察、国家警察になる以前の警察官の人数、府県の配置、これを両方ともぜひひとつ出してもらいたい。それから次に、二十四時間、つまり一昼夜以上警察に身柄を拘束されて、そして起訴になつた人と、微罪不起訴の人と、それからまたく関係なしに単なる嫌疑であつた、申訳ないといつて放免された人、この数が自治体警察並びに国家警察の両方でどのくらいあるか、その数をぜひ知らしてもらいたい。それから次に、警察官がピストルを持つたために、威嚇発砲あるいは不注意などによつてけがをした者の数、それからそのために処分を受けた警察官の数と、それからいふ一つは、盗難にあつたか、あるいは新聞に見るような、警察が攻撃を受けてとられたピストルの数、非常にこまかいようでありますが、これがわかりましたら、ぜひひとつ出してもらいたい。

○斎藤(昇)政府委員 ただいま御要求の資料の中で、第二番目に二十四時間とおつしやいましたが、これは四十八時間ではないかでございます。四十八時間ではいかげじやうか。四十八時間では警察の持ち時間が切れまして、検事がさらに勾留を続けるか、あるいはそのまま釈放するかという切れ目になりますから、四十八時間の調べるをさしていただいた方が調べやすいと思ひます。他の資料につきましても、できるだけすみやかに、でき次第こちらにお出しをいたします。

害を受けている人がありますから、さういふ犯人を逮捕するための威嚇発砲、その他群衆を整理するといふときに発砲したとか、また不注意によつて、公務執行以外でうちで家族がけがした人もある、さういふことのいろいろな區別ができればなおかつこうですが、それをぜひひとつお願いします。以上であります。

○中井委員長 資料の要求について政府御当局はわかりましたね。それではなるべく早く御提出をお願いします。

なおこの際御報告をいたすべきことがございします。すなわち、二重橋事件に關しまして、去る一月三十日本委員会をなされた決議による警告は、同日これを委員長より警視總監、皇宮警察本部長、国警長官、宮内庁長官らにいたしておいたものであります。が、本月十一日付をもつて警視總監より委員長あて通報書が参りました。この通報書は本委員会の警告に反省して警視庁がなしたる処置と考へられますので、この際特にその内容を御報告をいたします。すなわち、

「通報書

二重橋事件に關する件

二重橋事件についての貴委員会の御決議の趣旨に副い將來かゝる悲惨事を再び繰返さないよう別添の通り、丸の内警察署長に對し指示しこれが万全を期することに致しましたので通報致します。」

別添書、命令第一二二號、昭和二十九年二月十七日付、警備第一部長より丸の内警察署長あて

「参賀記帳に際しての雑沓整理警戒取締について

従来皇居における各種参賀記帳に

際しての雑沓整理警戒取締について、皇宮警察部から協力方の要請に基き相互緊密なる連絡を計り警戒取締に當つてきた処であるが、偶々去る一月二日一般参賀に際し二重橋(石橋)上において不測の事故が発生し、多数の死傷者を出すに至つた事例に、再びこのやうな悲惨事を繰返すことのないよう、今後における警戒に當つて部下一般に對し教養の徹底を図ると共に左記事項に留意し遺憾なきを期せられたい。

右命令する。

なお二重橋事故に對する衆議院地方行政委員會の調査結果に基づく警視庁、皇宮警察本部(國家地方警察本部)及び宮内庁宛の警告文並びに東京地方檢察庁の捜査結果に基づく検事正談要旨の等を添付するから、その内容を検討し、具體的原因の究明に努め、今後の参考に資せられたい。

なお命令事項といたしまして、第一より第五項に至るまで具體的に種々の指示をいたし、將來再びあのような悲惨事のないことに努めてゐることが明らかにされております。第一項ないし五項の記載事項はこの際省略いたします。

以上であります。

○中井委員長 なお本日は警察関係両案につきましても政府の説明は終つたのでありますから、この際問題を別々にいたしまして、前回に引続き昭和二十九年地方財政計画に對する質疑を続行したいと思ひます。質疑の通告がありますから、順次これを許します。大石ヨシエ君。

なお本日の政府委員としての出席者は、自治庁次長鈴木俊一君、財政部長後藤博君、税務部長奥野誠亮君であります。

○大石委員 奥野さんに質問いたします。きのう私が入湯税をとるというのとに對して質問したときに、後藤さんは、この入湯税というのは当然とつてもよいとおっしゃつておりましたが、病人から——病人の中には金持もあり、貧乏人もある、それをとつてもよいとおっしゃつた。後藤さん、私の言うことを聞いておられないよ。この間、入湯税というのはとつた宿屋がごまかすのです。あなた方は間接税というものをどういうふうに考えていらつしやいますか。現在日本が漸次フランスのごとくなつて、そして間接税が多くなつていくが、この間接税で非常にごまかすことを多数の者が考へてゐる。この間接税についてあなたの方の見解を聞きたい。

○奥野政府委員 入湯税その他の税についてお尋ねがございましたが、結局は国民全体が納税意欲を持つてもらわなければならぬことだらうと思つてゐます。また納税意欲を高めて参りますためには、課税上公正妥當な制度に持つて行くということも必要なことだと思ふのでありまして、両々相まつて納税の成績を上げて行く、こういう方向に努力して参りたいと思つてゐます。

○大石委員 税がよく納まるようにするにはどういうふうにしたらよいですか、教えてちょうだい。

○奥野政府委員 それはむしろ大石さんに教えていただかなければ相なりませんが、私たちの考へておりますの

は、町村税であります場合には、市町村の歳出がどのような方向に充てられているか、こういうことにつきまして市町村住民によく承知していただく、またそういうことについて市町村住民が納得するような歳出の運営が行われていなければならぬだらうと思ひます。それらの財源を税として徴収していただくわけでありまして、その場合に課税制度というものが公正なものでなければなりません。そういうような形において、納税の意義というものを十分理解してもらふ、そういうことによつて漸次成績を高めて行きたい、かように考へてゐることを申し上げておきます。

○大石委員 あなた方は遊興飲食税とおとりになつてゐるけれども、料理屋やお茶屋はたいがいごまかして政府に納税しないんです。これはよく御存じでしやう、あなた方もよく飲みに行かれるからね。そこで病人が入湯したからといつて、それに対して入湯税をとることはあんまりではないか。

〔委員長退席、佐藤（親）委員長代理着席〕

それから荷車税をとる。いくら日本が敗戦で貧乏になつても、荷車に税金をかける、これはひどいぢやありませんか、どういうお考へですか。

○鈴木（俊）政府委員 入湯税を病人からとる、あるいは荷車税をとる、このやうなことはいかにも零細な税の対象をつかまえて課税することでありまして、適当でないという御見解のようになりましても、地方団体がやつておられます仕事に必要な限度において税をとるわけでございますから、ただいまの情勢におきまして、どういふ税の対

象をつかまえて、その財源を得るかといふことにかかつて来るわけでございます。農村等におきましては、やはり他に目ぼしい税の対象というものが少いわけでございますので、荷車のようなやや零細なものでございまして、そういうものに對して年額二百円程度の税負担をせよと申すこともやむを得ないことではないか、將來もしもその辺の關係が、さういふものからとる必要がないやうな事態になりますれば、やはりかような種類の税は一番先にやめる方がいだらうといふことは私も考へますけれども、現在の地方、ことに町村財政の實際から申しまして、この程度のことはやむを得ないのではないかと考へるのであります。

それから入湯税の方であります。これも昨日申し上げましたように、病人等からとることは適當でない、あるいは非常に気の毒な事情にある者が、たま／＼温泉に入るからといつて税をとるのは適當でないというお氣持はよくわかるのであります。しかしこれも温泉に湯治に行くという際は、ある程度の担税力の出るときでありまして、また病人と申しましても一概に同じ窮境の事情にある者のみとは限らないわけでございますから、法律も一般の規定といたしましては、一日二十円というところで規定してあるわけでございますが、御指摘のやうな非常にお氣の毒な事情がありまします者については、それ／＼の町村等において適當に条例で減免の措置を講ずることも、地方税法上できるわけでございます。一般法といたしましては、かような形の規定を置きますことも、現下の地方財政からしてやむを得ないのではない

かといふふうに考へておる次第であります。

○大石委員 それでは一日二十円で温泉に入るでしやう、それで宿屋がごまかしたらどこに証明があるのですか。これはどういふふうにしていらつしやるのですか。宿屋がごまかすじやありませんか。病人が払つても宿屋がごまかす。こういうごまかす税金をとる入湯税なんて、私はちやんちやらおかしいのです。これは一日入湯して二十円に對する受取証が何か持たすのですか、どういふ方法で徴収なさるのですか、それをまず聞きましよう。

○奥野政府委員 温泉、浴場における入浴客の員数は同時に遊興飲食税の課税対象といたしまして、宿泊等の行為もあるわけでございますので、やはり毎日何人くらい宿泊してゐるだらうかといふことについても調査して参らなければなりません。また同時にこのことはその旅館の所得を調査いたします場合には、年間における売上額がどれくらいあるだらうかといふこともわからなければなりません。その売上額を知りますためには、やはり毎日の宿泊員数といふものがわからなければならぬわけでありまして、従いましてどの程度宿泊してゐるかといふ員数は、これらの關係資料としてそれ／＼の機關に提出を求められてゐると思つております。また時期やあるいはまた他の旅館における員数を比較して参りますと、ある程度正當な員数がつかめるのじやないだらうかといふふうに考へておきます。

○大石委員 そういふ甘い考へ方を持つておるからだめなのです。これはみな病人が支払つても、納税する者はな

いのですよ。もつと適當な合理的な方法でとるのだつたらいいけれども、こんな病人が、しかも貧乏な者が入湯する、その税金をとる、けちな税金はやめてほしい。それからまた荷車税をとるなんて、これは今国会でぜひやめてほしい。

それからきのうも申したやうに遊興と飲食とを別にする必要がありま

す。われ／＼宿屋に泊つても遊興飲食税をとられるのは困る。今後どういふふうにしてくださいますか、それを伺いたい。

○鈴木（俊）政府委員 遊興という名前を普通の旅館に宿泊いたしました場合におきましても冠せられて、税をとられるといふことははなはだ實際に即しないし、不當である、こういう御見解には私も深く興味を持つて拝聴いたしておるのであります。遊興飲食税といふ名前を、私どもは遊興または飲食税という意味に考へまして、普通の旅館に泊つた場合は、これは、「又は」の下に飲食税という意味において考へておるのであります。しかしそれはいかにもこじつたりくつのように思ひます。また税は名前がどうであらうと、實際の負担の問題であらうかと思ひますけれども、しかし納税意欲を振起すといふ点から申しますと、實際に即しない、名前が不當だといふことは確かに御指摘の点があると思ふのであります。ただ相當長く遊興飲食税といふ名前が、すでに一般に慣熟して來ておる面もありますので、一応今回の地方税法の改正案として政府がただいま用意いたし、提案をいたさうとしております案におきましては、この点は今後の研究にまつことといたしま

して、特に今改正をする案を用意いたしていないのであります。しかし御意見のほどは今後なおさらに研究させていただきますことにより次第であります。

○大石委員 御意見のほどはよく拝聴するとおつしやいましたが、やはり悪いことはただちに改めてほしいと思います。

それから私ちよつと気がついたのですが、魚屋さんが出前を持って行つて行つておるのに、それは何百円も持つて行つておるのに、それには税金がかかる。また言いますけれども、私は少しが好きなものでよく食べるのですが、少し屋に遊興飲食税がつくということはおかしやとおかしいです。それなら魚屋さんが出前を持って行つておるのに対しては、どういふふうな税金をおとりになつておりますか。魚屋さんはかつてに出前を持って行つておりましたように、これに対しては税金はひとつもかかつておらぬ。脱税しておる。これは一体どうですか。あなた方は何でもよく御承知ですから、ちよつと知らしてください。

○奥野政府委員 原則として飲食店における飲食をとりえて課税するのであります。それがおつしやいます。よくな、料理屋へ行くのでなしにその他の場所において飲食される、その飲食の行為を把握して遊興飲食税を課することとが困難だといふ場合はあり得るのであります。そういう場合は源泉で課税する、こういう考えから持込み料理をつくつておきます場所を把握して課税する、こういうような方式を採用しているわけでありませう。

○大石委員 それは源泉所得税でと

る、そうすると人が死んでお通夜にすし屋がすしを持って行くと、それに遊興飲食税がかかる、これはちよつとおかしいやありませんか。これはあなた方どういふふうな見解をお持ちですか。

○奥野政府委員 ただいま申し上げましたように、料理屋の飲食において課税するのが原則であります。しかしながら、その他の集会所等におきましても類似の行為が行われるものでありますので、たまたま行われたということ、ただちに遊興飲食税を課税して参りますことが事実上困難でございます。それで、そういう場合を中心にして、持込み料理について課税することができるといふ課税の権能を府県に与えているわけでありませう。従いまして府県がこの課税の権能を行使する場合に、若干その持込み料理をやつております実態に課税していないところもあろうかと思ひます。大石さんのおつしやいましたような場合も、中にはあろうかと思ひます。けれども、たまたま例外的な事例として課税されているんじゃないだろうか、そういうものを課税するのは本體ではないのであつて、私が先ほど申し上げましたような事情から、やむを得ず持込み料理についても課税の権能を与えていた。その結果は例外として御指摘になりましたような場合も課税されて来る。ことがあり得る、かように考えていた。だいたいのであります。事情がかなり千差万別でありますので、やはり実地に即して運営されて行かなければならぬ。意味合いで法律上の課税の権能を与えるにとどまつておまして、これは

条例の定めるところによりまして、府県の実態に即した権能の行使をやつてもらおう、かように期待しておるわけでありませう。

○大石委員 そうすると、少しこすつからいものは間接税をこまます、こまかしてもよいのはすなわち間接税である、大きな料理屋はそれをこまます、そうして勤労大衆が酒を飲みに行く一ぱい屋には遊興飲食税として課税する。結論は、国民大衆はこの間接税をこまかしてよい、大きなところはみなこまかしてよい、そういうふうな解釈してよろしうございませう。

○奥野政府委員 そういふ氣持が国民の間には起きないやうに税の制度の上においても整備して参らなければならい。せんし、その運営についても、さらに一層努力を払つて行きたい、かように考えます。

○大石委員 零細な荷車税とか入湯税とか、それからすし屋に税金をかける、めん類屋に税金をかける、勤労大衆が働いて帰る途中にしようちゆう一ぱい飲むのに税金をかける、そうして高級料理飲食店というところではごまかす。それでは、弱いものは税金をとられ、正しいものはいつも下積みになつておるのが遊興飲食税だ、間接税だといふことになる。しかばこれをただちに改めてらうのです。私がこんなに熱心に言うておるのです。改めるのがあたりまえじゃないですか。

○奥野政府委員 お話のような氣持を持たれておる向きもかなりあるだらうと思つております。私たちは、これを解決するためには、高級料理店等におきます飲食に対する遊興飲食税の徴

収を現状のままにほつておくのではないのであつて、法規通りに徴収して行きたい、こういうことにわれわれの努力の中心を置いて行きたい、そして漸次国民の氣持にそぐわない面のあるような税務行政を是正して行きたい、かように考えておるわけでありませう。

○大石委員 これはいくら言つたつて同じことですが、高級料理店は遊興飲食税をこまます、小さいものは徴収される、そういう弱いものいじめの税金を、あなた方はそれでよいと思つていらつしやるか。この際にこれを改めて、何とか手を打つていただきたい、これを私は要求するのであります。

○奥野政府委員 お話のような点もないわけではありませぬので、国会におきましても所得税等の結果に徴して、遊興飲食税額を更正することができるといふような権能も挿入せられたわけなのであります。制度的にもこういう高級料理店における遊興飲食税の徴収をさらに厳格に履行させることができれば、持つて行きたいと考えているわけでありませう。

○大石委員 これはいつまでたつても、あなた方はとらうとやう、こつちはいけないと言ふ、これはひとつ相談しようじやありませんか、青木さん、どうですか。

○青木(正)政府委員 ただいま大石委員のお話ですが、地方税法の改正案が追つて提案されることになつておりますので、その機会に十分御検討をお願いいたしたいと存じます。

○大石委員 宿屋にわれわれがとまつても、何も芸者をあげて散財するわけでもないのに遊興飲食税をとる、こん

なばかな法律がありますか。この際に採決してちよつと。

○佐藤(親)委員長代理 地方財政計画の質疑の通告が阿部五郎君、大矢省三君、西村力弥君、三人あるのであります。従つて採決はできませんから今日はこの程度で……。

○藤尾委員 本日はこの程度にして散会せられんことを望みます。

○佐藤(親)委員長代理 ただいまの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○佐藤(親)委員長代理 それでは本日はこれにて散会いたします。

午後四時散会

昭和二十九年二月二十三日印刷

昭和二十九年二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局